

岡崎市市民協働推進計画



岡崎市

平成 22 年 3 月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 今後の展開.....	4
第2章 市民協働の理念	5
1 市民協働の理念.....	5
2 用語の定義.....	6
3 協働の領域.....	7
第3章 本市における市民協働の現状と課題	9
1 市民協働の現状.....	9
2 市民協働の取り組みにおける課題.....	20
3 課題のまとめ.....	31
第4章 市民協働施策の展開	35
1 協働の視点.....	35
2 計画の方向性.....	35
3 市民協働推進に向けたそれぞれの役割.....	36
4 町内会の将来像.....	37
5 施策の展開.....	38
6 基本事業.....	55
7 評価による実効性の確保.....	63
参考資料	65
1 岡崎市市民協働推進条例.....	65
2 岡崎市市民協働推進条例施行規則.....	68
3 主な協働の形態.....	70
4 委員名簿.....	72
5 計画策定の経緯.....	73

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、行政と各町内会を中心とする地域コミュニティ組織との連携により、ごみの減量化や美化活動、地域防災など地域課題の解決に向けた活動が熱心に展開されてきました。しかし、近年の少子高齢化による地域的な居住人口の偏在や社会構造の変化に伴って、中心市街地の空洞化が生じたり、一部地域で担い手が減少するなど、新たな協働の仕組みを考えなければならない状況にあります。

地域コミュニティを核として必然的に成り立ってきた町を単位とする組織は、既に成熟期に達しており、他の市民活動団体などとの協働により地域的な課題を克服し、地域力を更に高める必要があります。また、今後地域的な権限と責任を観点とした新たな展開を模索し、行政のパートナーとして豊かな市民生活を醸成するために、更に重要な役割を果たすことのできる組織づくりを進めなければなりません。

また平成21年7月に施行された「公共サービス基本法」では、第3条の基本理念で「公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること」や「国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること」などが規定されています。更に第5条においては、地方公共団体の責務として「地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施する」と定められるなど、公共サービスに関する施策の推進は転換期を迎え、行政のあり方についても状況が変わりつつあります。

個性が尊重される時代にあって、法が求める画一的で公平な公共サービスだけでは、多様化する市民の価値観や地域特性に配慮した対応には限界があります。既に市民活動団体により熱心な活動が展開されている分野も一部に見られますが、こうした状況に迅速かつ柔軟に対応するには、専門的な知識や広い視点、責任感と熱意を持つ市民などとともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を活かした地域社会を実現する必要があります。

市民と行政との連携によりそれぞれに個性と能力を発揮して、豊かな自然や高い文化性を享受し、安全安心な暮らしを育む社会を実現するため、市民協働推進委員会の検討により、「市民協働推進条例」第7条に定める基本施策の推進計画を策定したものです。

2 位置付け

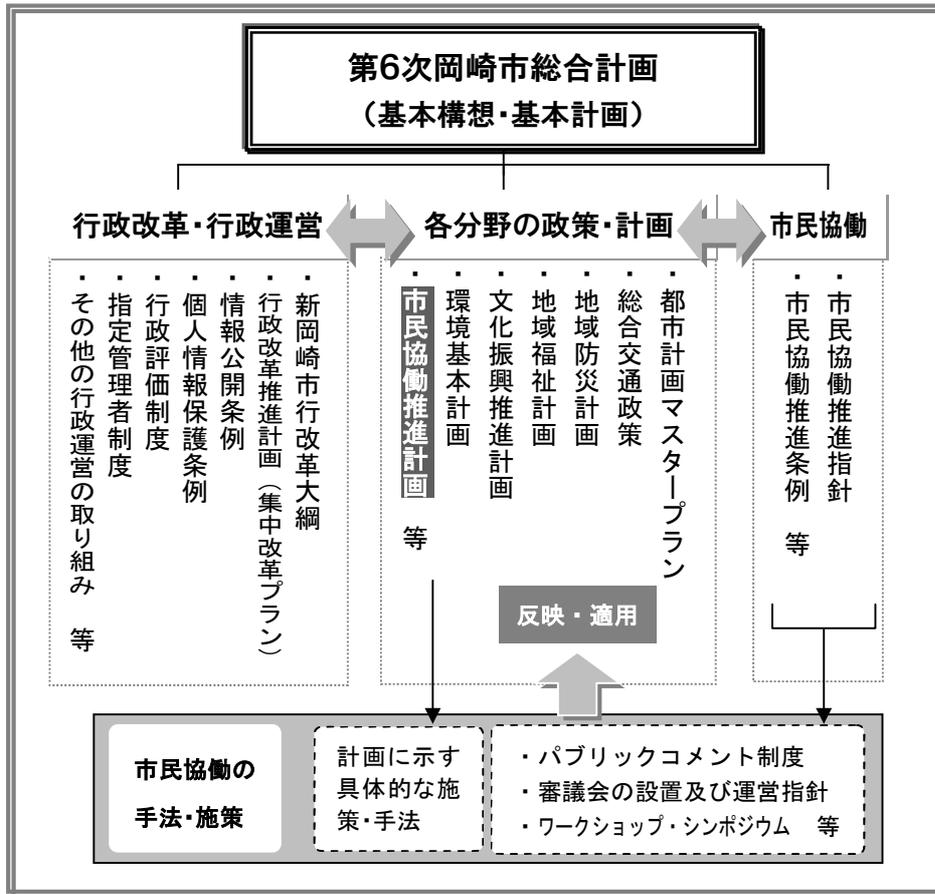
本市では、平成15年4月の中核市移行に向けて「市民との協働」を基本施策のひとつに掲げ、市民活動団体の登録制度、市民活動情報の提供、市民活動団体総合補償保険制度や市民公益活動助成金制度などを始めとする各種制度を創設しました。平成16年には市民協働に向けて本市が取り組む方策を「市民協働推進指針」として定め、平成18年には、行政運営の透明性、効率性を確保するため、「新岡崎市行政改革大綱」に市政への市民の参加を求める協働化社会の推進を定義しました。

平成21年3月には、「市民協働推進条例」により本市における市民協働の理念と施策を定めました。市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で相互に助け合い、それぞれが自立し、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要であるとし、第7条において積極的に取り組むべき基本的な施策を定めています。

平成20年12月岡崎市議会定例会において議決された「岡崎市基本構想」では、まちづくり基本政策において、多様な主体が協働してまちづくりを担う市民自治を実現すると定めています。またこの基本構想に基づいて策定された「第6次岡崎市総合計画」では、前期基本計画期間（平成21年度から平成26年度）において「自立を育む市民自治プログラム」を重点プログラムのひとつとして掲げ、市民、コミュニティ組織、企業、行政など多様な主体が協働したまちづくりを推進するとしており、「協働の仕組みづくり」の中で「市民協働推進条例に基づく市民協働推進計画の策定」が位置付けられています。

市民の潜在的な社会対応力は、少子高齢化や国際化の進展、住民の自治意識の高揚など社会環境の変化への対応に欠くことのできない大きな地域資源であり、行政との協働により計画的に施策を実施する上で地域課題の解消に大きな相乗効果を発揮するものと強く期待します。

図表 1-1 計画の位置付け



3 計画期間

市民生活を取りまく社会環境は、常に変化しており、計画の固定的な運用は、市民活動と行政施策から柔軟性を奪うことも想定されるため、計画期間を平成22年度から平成26年度の5年間とします。

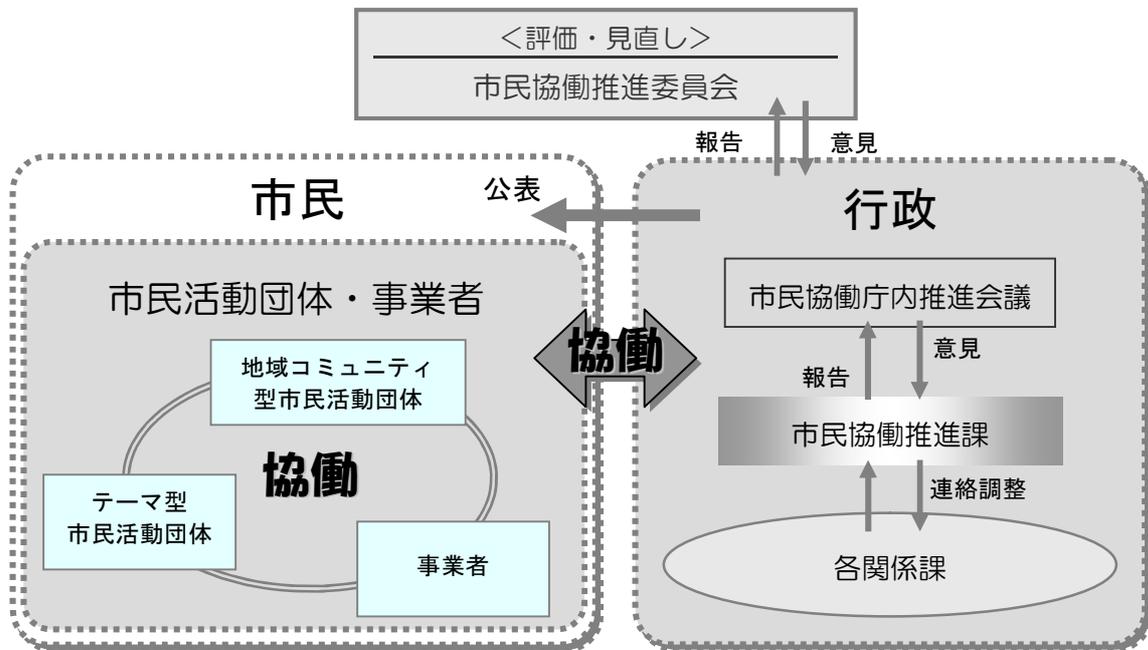
図表 1-2 計画期間

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H32
第6次 岡崎市 総合計画	基本構想	▶						
	基本計画	▶ 前期 (H21年度～H26年度)					▶ 後期 (H27年度～H32年度)	
市民協働推進計画			▶ H22年度～H26年度実施					

4 今後の展開

市民の市民活動への参加意識は高まりつつあり、多くの団体がその活動を行っていますが、組織や資金、人材育成などに多くの課題を抱え、目的達成に至る道に不安を感じる団体は少なくありません。また協働の原点である公益性については、時間をかけて十分に理解を深め、意識の変革を促さなければならないことも事実です。従って計画期間の5年間で市民協働の「育成期」とし、平成25年度に全体的な評価を行い、平成26年度に見直しを実施するものとします。

図表1-3 今後の展開イメージ



第2章 市民協働の理念

1 市民協働の理念

本市では、「市民協働推進条例」を平成21年3月に制定し、本市における市民協働の理念と施策を定めています。条例の前文には市民協働の理念が記載されており、この理念に基づき市民協働を推進していくこととなります。

[条例の前文（要旨）]

- 従来の行政手法の継続では、地域社会の変化、多様化した価値観やニーズに対応した公共サービスの提供が難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。
- 今後の公共サービスのあり方としては、市民協働の推進により、本市の施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支えあい、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。

2 用語の定義

市民協働（「市民協働推進条例」第2条の規定による定義。以下同じ。）

：市民、市民活動団体、事業者及び市が**対等の立場**で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない**創造的状況**が生まれることをいう。

市民活動

：不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動**であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

市民活動団体

：市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

※市民活動団体は、大きくは地域コミュニティ型の市民活動団体とテーマ型の市民活動団体に分けられます。

●**地域コミュニティ型市民活動団体**

：一定の地域に住む人たちが、地域住民間の相互扶助を目的として活動する団体

(町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会など)

●**テーマ型市民活動団体**

：地域コミュニティによるつながりではなく、福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現をめざして活動する団体

事業者

：営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

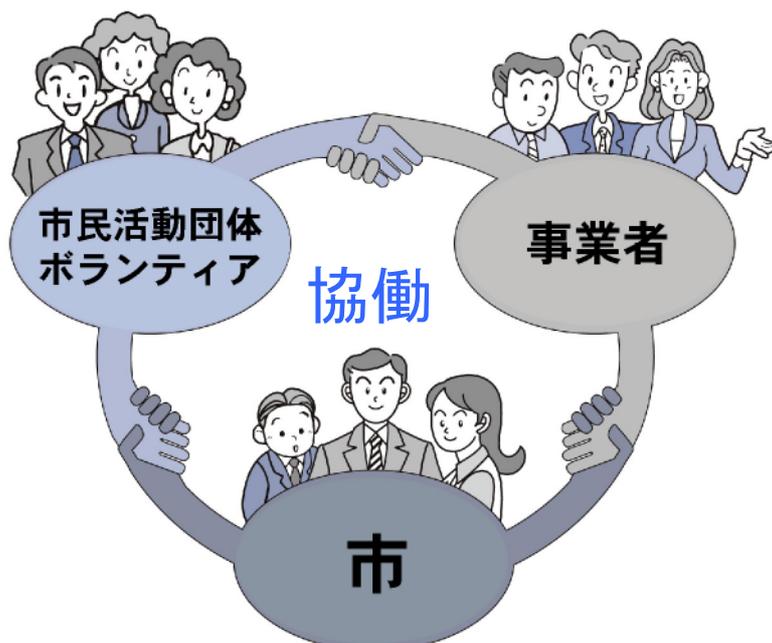
3 協働の領域

従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。

こうした課題に対応するため、「第6次岡崎市総合計画」では、「地域コミュニティ、ボランティア・NPO、企業による社会貢献活動を支援し、これらの団体との協働を進めることで地域課題の解決、多様化する市民ニーズや質の追求への対応に大きな役割を果たす「新たな公」の創出につなげる」ことを基本政策の一つに掲げています。

本計画においても、「市民協働推進条例」のもと、行政と市民活動団体の協働に限らず、行政と事業者あるいは市民活動団体間の協働など、市民活動のネットワーク化を推進し、「新たな公」の創出に向け地域の特性、歴史、自然環境、文化の多様性を大切に、それらを活かした地域力の向上を図ります。

図表2 協働のイメージ図



第3章 本市における市民協働の現状と課題

1 市民協働の現状

(1) 本市の市民協働のあゆみ

本市では、市民協働を推進するため、平成15年4月の中核市移行にあたり、以下に示す取り組みを実施してきました。

年度	月	内容
平成14年度	9月	中核市岡崎ステップアッププラン、プロジェクトチーム設置 (本市が中核市になるにあたり、市の有志職員によりステップアップ戦略が検討された。その4つの戦略の内一つが「市民協働推進戦略」であり、市民協働推進が市の取り組みの柱の一つとなった。)
平成15年度	4月	中核市移行
	12月	市民活動団体登録制度開始
	1月	市民活動情報ひろばの開設
平成16年度	4月	市民協働推進課設置 市民活動総合補償保険開始 市民公益活動助成金制度開始 市民協働推進指針の策定
	6月	大学連携アドバイザー助成金制度開始
平成17年度	4月	北部地域交流センター開館
	9月	市民協働を考えるシンポジウム開催
	3月	新岡崎市行政改革大綱策定 (「市民主導型の行政システムを構築し、中核市にふさわしい自立した行政」を目指す。)
平成18年度	4月	市民協働モデル事業交付要綱設置 岡崎市における市民協働のあり方について提言書の提出
	9月	協働の仕組みを考える市民会議の設置 NPO法人岡崎まち育てセンター・りた設立(中間支援組織)
	10月	南部地域交流センター開館
平成19年度	2月	西部地域交流センター開館
	3月	NPO岡崎フェスティバル開催
平成20年度	9月	岡崎市市民意識調査実施(対象:成人5,000人)
	10月	市民フォーラム開催
	11月	図書館交流プラザ「りぶら」に市民活動センター開館
	12月	岡崎市基本構想議決
	3月	市民協働推進条例制定 第6次岡崎市総合計画策定 ・目標年度:平成32年(2020年) ・将来都市像:「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」 ・重点プログラムの一つとして市民自治プログラムを掲げる
平成21年度	4月	市民活動団体公益活動報告書の提出を義務化
	7月	市民協働推進委員会の設置

(2) 市民協働事業と市民協働事業公募事業の実績

①市民協働事業

本市の市民協働事業については、市民協働推進施策の実施以降、平成17年度3事業、平成18年度18事業、平成19年度23事業、平成20年度事業56事業と年々増加しています。平成20年度に実施した市民協働事業は、以下の通りです。

担当課	事業名	協働の相手団体
政策推進課	中心市街地整備推進機構運営費補助	NPO法人岡崎都心再生協議会
市民協働推進課	総代会連絡協議会各種行政事務の連絡調整	総代会連絡協議会
	市民公益活動団体補助金	自立タイプ：14団体 支援タイプ：4団体
	市民フォーラム	NPO法人岡崎まち育てセンター・りた
	岡崎きらり隊	岡崎きらり隊
	伊賀川草刈一斉清掃	伊賀川を美しくする会
安全安心課	防犯パトロール	自主防犯活動団体（100団体以上）
美術博物館	岡崎市史料叢書出版（深見家文書翻刻会）	長嶋家文書翻刻会
福祉総務課	災害時要援護者支援	防災防犯協会
こども課	子育て人材バンク	市民
	市民協働子育て支援	岡崎子育てネットワークの会
長寿課	介護予防サポーター	市民
	傾聴ボランティア	
	認知症サポーター養成	市民
保健所総務課	岡崎げんき館市民会議	岡崎げんき館市民会議
生活衛生課	食育推進ボランティア	市民(53人)、4団体
	食育推進活動補助	13団体
	食育メッセ	岡崎市食品衛生協会ほか
	食品衛生管理優秀店認定制度の推進	岡崎市食品衛生協会
健康増進課	受動喫煙防止対策普及ボランティア	市民
	災害時精神保健福祉活動ボランティア	市民
	家族交流会	社会福祉法人せききれい、家族会
	患者家族会支援	レインボーの会
	こころの健康づくり推進	市民
環境総務課	環境まちづくり市民会議	NPO法人環境市民、市民
	地球温暖化防止隊	地球温暖化防止隊
環境保全課	乙川サミット	乙川に関する団体
	市民一斉水環境調査	市民
	県道岡崎環状線・248号ボランティア清掃	市民
	河川水質監視ボランティア	市民
自然共生課	自然環境観察員	市民
	千万町茅葺（かやぶき）屋敷の指定管理業務	じさんじょの会
	森の駅企画運営	おおだの森保護事業者会（山留舞会）、 鳥川ホテル保存会、額田炭焼の会ほか
	森の駅サポーター	市民
	湿地保全	おかざき湿地保護の会
	おかざき自然体験の森管理運営	10団体

担当課	事業名	協働の相手団体
総合検査センター	大気環境調査ボランティア	市民
観光課	観光ガイド	おかざき観光ガイドの会
公園緑地課	公園愛護会活動	公園愛護会(87 団体)
	街路樹を美しく保つ活動(CGC 協会活動)	CGC 協会(36 団体)
	籠田公園整備	NPO 法人岡崎都心再生協議会
河川課	河川愛護活動	15 団体
都市計画課	違反広告物追放推進	町内会
区画整理課	J R 岡崎駅東口広場愛護活動	羽根東友楽会
東岡崎・藤川地区整備課	東部地域交流センター基本設計	NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた
社会教育課	旧本多邸に関する市民会議コーディネート業務	NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた
中央図書館	図書館まつり	岡崎図書館まつり実行委員会
	おはなしの会の実施	おはなしの森ころろくまさん
	対面朗読の実施	図書館の対面朗読ボランティア登録者
	録音資料のタイトル点訳	点訳木曜会
市民活動総合支援センター	サポーター活動支援	りぶらサポータークラブ (LSC)
	りぶらボランティア募集	りぶらサポータークラブ (LSC)
	サポータークラブ設立	りぶらサポータークラブ (LSC)
	地域交流センターの指定管理	NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた
	市民活動センターの運営管理*	
	りぶら国際交流センター自主事業運営委員会事業	りぶら国際交流センター自主事業運営委員会

※市民活動センターとは、市民活動総合支援センター内において、市民活動のサポート機能を果たす拠点です。

市民協働事業例：「河川美化団体草刈一斉清掃」

河川美化団体草刈一斉清掃の市民協働事業

河川美化団体は、岡崎市内を流れる河川を美しくするために、流域の町内会を中心に組織された団体で、河川の清掃活動や河川愛護活動を組織的かつ継続的に実施している公益的団体をいいます。

この河川美化団体草刈一斉清掃の市民協働事業は、市民が刈草を実施し、本市の役割としては職員が収集車へ刈草の積み込みと収集車の手配、ごみの運搬、活動中におきた事故の保険適用及び事業のPRを行っています。収集車は、事業者も協力しており、事業者との協働も図られています。



②市民協働事業公募事業

本市では、市民協働のさらなる推進を目指し、平成 18 年度から 3 年間、行政と一緒に「新たな公」を担う市民協働事業の提案を市民及び市民活動団体から幅広く募集する市民協働事業公募事業をモデル事業として行いました。その結果、下表の通り市民活動団体発案の「やろまい部門」を中心に 3 年間で 17 の事業を実施しました。

部門名	概要	H18 年度	H19 年度	H20 年度
1. やろまい（市民発）部門	すでに行われている市民活動団体での活動経験を活かし、その活動をより発展するような市民協働事業案を募集	7 事業	4 事業	4 事業
2. 始めまい部門	「こんな活動をしたらまちが楽しくなるのでは？」というアイデアを募集。「はじめの一歩」としての市民協働事業案を提案	1 事業		
3. やろまい（市役所発）部門	市役所からの「こんな事業を一緒にやりませんか？」という呼びかける部門			1 事業

市民協働事業公募事業例：「子どもクッキング指導者養成講座」

食育推進ネットワークと本市の協働による、食育活動スタッフの養成講座の実施

平成 19 年度に NPO 法人食育推進ネットワーク岡崎支部が、やろまい（市民発）部門に応募し、選定された公募事業で、平成 20 年度に「食育事業を広めるため、食育活動のできるスタッフの養成講座」を本市との協働で実施しました。本市は広報支援・会場確保、市民活動団体は運営全般を行うという役割分担で市民協働事業を実施しました。



具体的には、講義・実習を含め 8 回の講座を行い、8 回のうち 2 回は体験アシスタントで、実際の教室運営を見てもらいながら子どもたちへの接し方などを学ぶ機会としました。本市からの広報により期待や信頼も高まり、また食育ブームという背景もあり、多くの応募がありました。これまでは、子どもクッキングは安全確保のために多くの人手が必要で、人材不足に悩まされていましたが、スタッフが養成されたことにより人材が確保できるようになり、継続的な活動に繋がっています。

(3) これまでの市民協働推進施策の実績

平成 21 年 8 月に、本市における市民協働推進施策の全体像を把握するため、庁内向け実態調査を実施しました。

この調査は、本章 1(2)「市民協働事業と市民協働事業公募事業の実績」に記載した事業に加え、市民協働を推進するための施策として会議、後援、表彰など全ての支援事業を対象に実施したもので、平成 18 年度は、109 事業、決算額 336,886,279 円、平成 19 年度は、113 事業、決算額 347,604,871 円、平成 20 年度における事業数は 166 事業、572,440,838 円の決算額となっています。

〈平成 20 年度の主な調査結果の概要〉

- 166 事業の決算額（572,440,838 円）は、平成 20 年度の市民税額（33,493,545,948 円）の約 1.71%を占めています。
- 情報発信は 13 件約 411 万円の事業となっていますが、さらにメールマガジンの発行など多様な媒体による情報の提供が必要です。
- 市民活動の支援については、助成金・補助金の交付が 20 事業約 1 億 5,460 万円となっています。今後は助成金・補助金制度の適正化、公益活動の定義の明確化を図り、よりよい制度になるよう見直しを図っていく必要があります。
- 市民参加・参画事業については、13 事業約 1,157 万円で、計画策定におけるワークショップや市民フォーラムを開催しています。今後、さらにワークショップを活用していくためにワークショップ手法のマニュアル作りが必要です。
- 研修、講座については、16 件約 685 万円で、ボランティア研修など各分野における人材育成のための研修、講座を実施していますが、さらに市民協働事業を進めていくためには、調整役である市民協働コーディネーターの果たす役割が大きく、コーディネーターを養成するための講座などを実施していく必要があります。
- その他市民との共催などによる事業については、37 件約 9,262 万円の事業となっています。増え続ける地域課題に対応していくためには、市民協働の手法で実施した方が効果の大きい事業について、積極的に実施していかなければなりません。

(4) 市民協働の現状の施策

本市は、平成 15 年度より、市民協働を推進する施策を、以下のような 3 つの柱に沿って実施してきました。

1. 市民協働を支える体制づくり	
＜体制づくり＞	
市民協働庁内推進会議	…市民協働に関係の深い課等の長で構成された行政の会議
市民協働推進委員会	…市民協働推進条例第 8 条に定める附属機関
＜「分かりやすい行政」など市の体制づくり＞	
市民協働推進指針	…市民協働の基本的な考え方を示した行政内部指針
職員向け研修	…市民協働の理解を促進するための職員向け研修
＜市民協働の推進＞	
市民協働推進条例	…市民協働を推進するための条例
市民協働事業	…市民協働を実施する事業
2. 市民協働のパートナーへの支援	
窓口・相談事業	
市民活動団体登録制度	…公益活動をしている市民活動団体を登録する制度
市民活動総合補償保険	…市民活動団体の活動中おきた事故を補償する制度
市民公益活動助成金	…市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成する制度
大学連携アドバイザー助成金	…市民活動団体が大学教授等から助言指導等を受ける助成制度
研修（市民活動講座）	…市民・市民活動団体向けの市民活動に関する講座
情報提供（おかさき市民活動情報ひろば HP）	…市民活動団体を紹介するためのホームページ
中間支援組織への支援	…市民活動団体などの支援を行う中間支援 N P O への支援
3. 市民活動と交流の場づくり	
地域交流センター	
市民活動センター	

(5) 市民協働を担う市民活動団体・事業者の現状

本章では、市民協働を担う主体の現状と課題について説明することとしており、前項まではその担い手のひとつである本市が実施してきた施策を紹介しました。

この項では、後述する課題への理解を深めるため、行政以外の重要な担い手である主な団体や事業者の現状を説明します。

町内会以外の地域コミュニティ型市民活動団体については、一定の活動目的が定められており、テーマ型市民活動団体との共通点が見られること、また学区福祉委員会などは、各々の計画などにおいて協働や推進の観点から支援策などがまとめられていることから、本計画では地域の主要課題に重点的に取り組み、公益性の観点から行政や他の市民活動団体との協働が必要と考えられる町内会について課題や将来像を探り、施策をまとめることとします。

①町内会

町内会は、一定の地域内に住む人々が結成する任意の団体です。本市では町内会の代表者を「総代」と呼び、各町内会の中で役員を選任し、さまざまな活動を行っています。

本市は、その町内会を補完する組織である「総代会連絡協議会」を支援し、町内会の活性化と地域力の向上を目指しています。市内の全総代を会員とする総代会連絡協議会では、市政だよりの配布などの業務を本市から受託し、各町内会へ委託したり、会議・研修会の開催、本市との連絡調整などの役割を果たしています。

現在、本市の町内会の加入率は高い水準にあり、町内会活動が地域支援組織として十分に機能していると言えます。また町内会は本市にとって重要な協働のパートナーであり、防災・防犯における地域支援を果たす組織として、ますます協働の必要性が高まっていることから、本市の町内会活動支援は今まで以上に必要と考えられます。

町内会の横断的な繋がりは機能していますが、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会など多様な地域コミュニティ型の市民活動団体を把握し、連携することも望まれています。

町内会の主な活動

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ 地域課題の検討 | ・ 地域の清掃活動・環境美化 |
| ・ 敬老会などの福祉活動 | ・ 回覧板（生活情報や公的情報の提供） |
| ・ 災害時のボランティア活動 | ・ 防犯パトロール |
| ・ 各季（年4回）交通安全運動期間中の街頭活動 | ・ 市政だよりの配布 |
| ・ 市関係課から市民へ周知を必要とする文書の回覧、配布 | ・ 各種募金活動の協力等 |

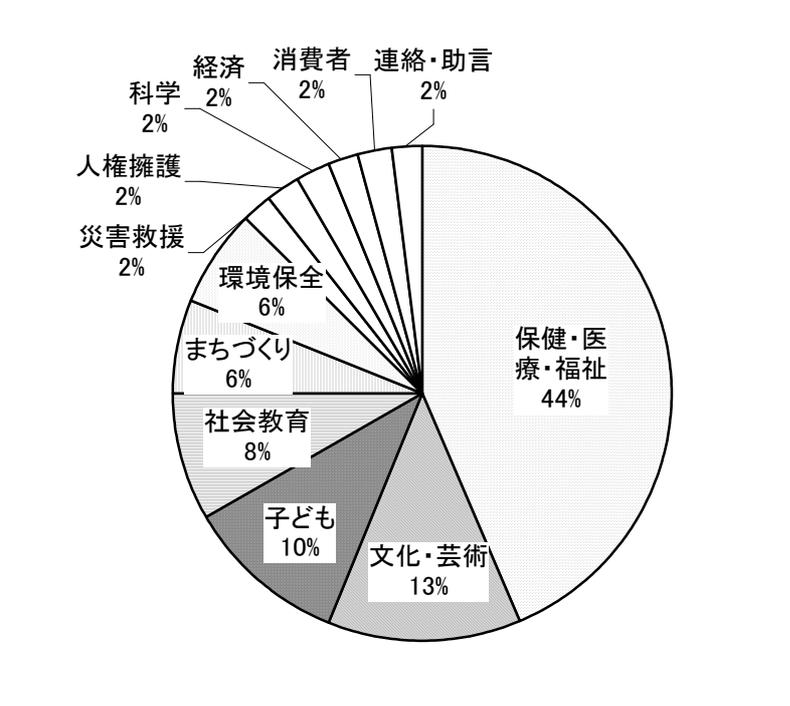
②本市のNPO法人

平成10年の「特定非営利活動促進法（NPO法）」施行後、本市では、毎年1～10団体程度のNPO法人が設立しており、平成21年5月31日現在、本市全体のNPO法人数は48、人口10万人あたりのNPO法人数は12.8となっています。

国や県の人口10万人あたりのNPO法人数は、全国で27.3、愛知県で15.9であり、本市のNPO法人数は、国や県の平均値を下回っています。

また本市のNPO法人の主たる活動分野は、保健・医療・福祉（44%）であり、次いで文化・芸術（13%）、子ども（10%）、社会教育（8%）などの分野が多くなっています。

図表3-1 本市のNPO法人の活動分野

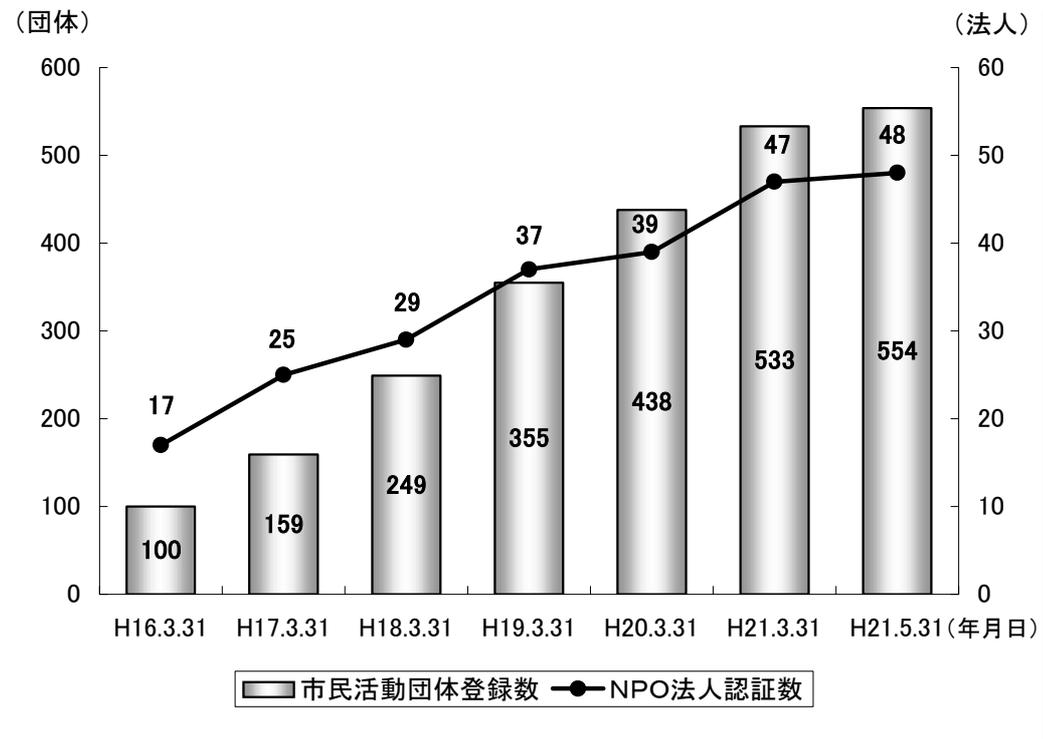


資料：平成21年5月31日現在のデータ
(H21 回答数=48)

③本市登録市民活動団体

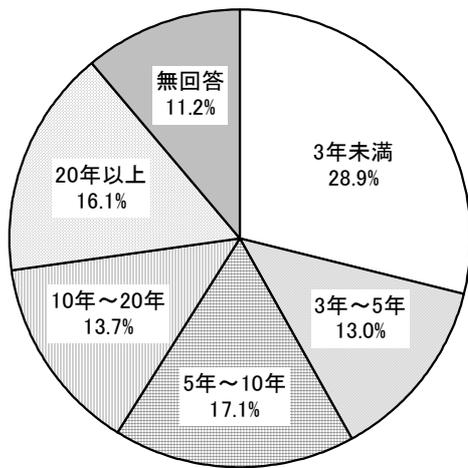
本市では、要件を満たす市民活動団体の登録制度を設けています。登録団体は、本市のホームページなどで団体の情報を発信、市民活動総合補償保険の適用、助成制度の申請、市民活動拠点施設を団体料金で利用できるなどの支援を受けることができます。登録市民活動団体数は年々増加しており、平成21年5月31日現在、554団体が登録しています。

図表3-2 主な市民活動団体数の推移（本市）

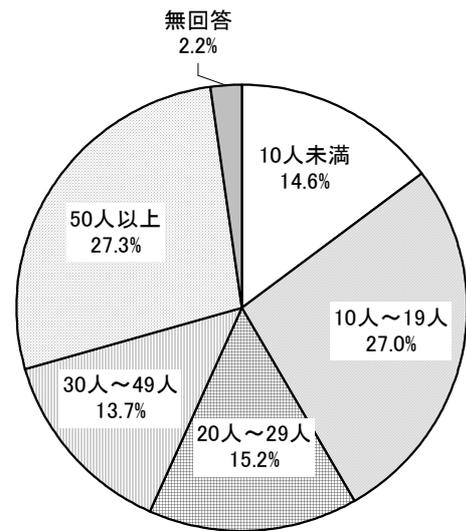


市民活動団体の活動期間は、10年未満の団体が59.0%、10年以上の団体が29.8%となっており、比較的最近結成された団体が多くなっています。会員数は、50人以上の団体が27.3%と最も多く、次いで10～19人が27.0%となっており、全体的にばらつきが見られます。また、主な収入源としては、会費が全体の67.7%と大勢を占めています。

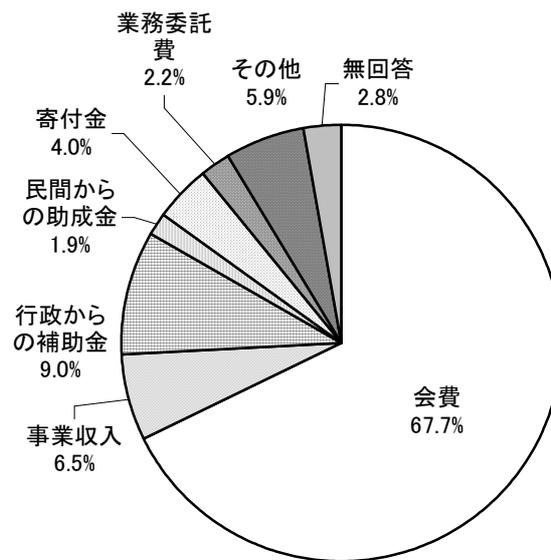
図表 3-3 市民活動団体の活動期間



図表 3-4 市民活動団体の会員数



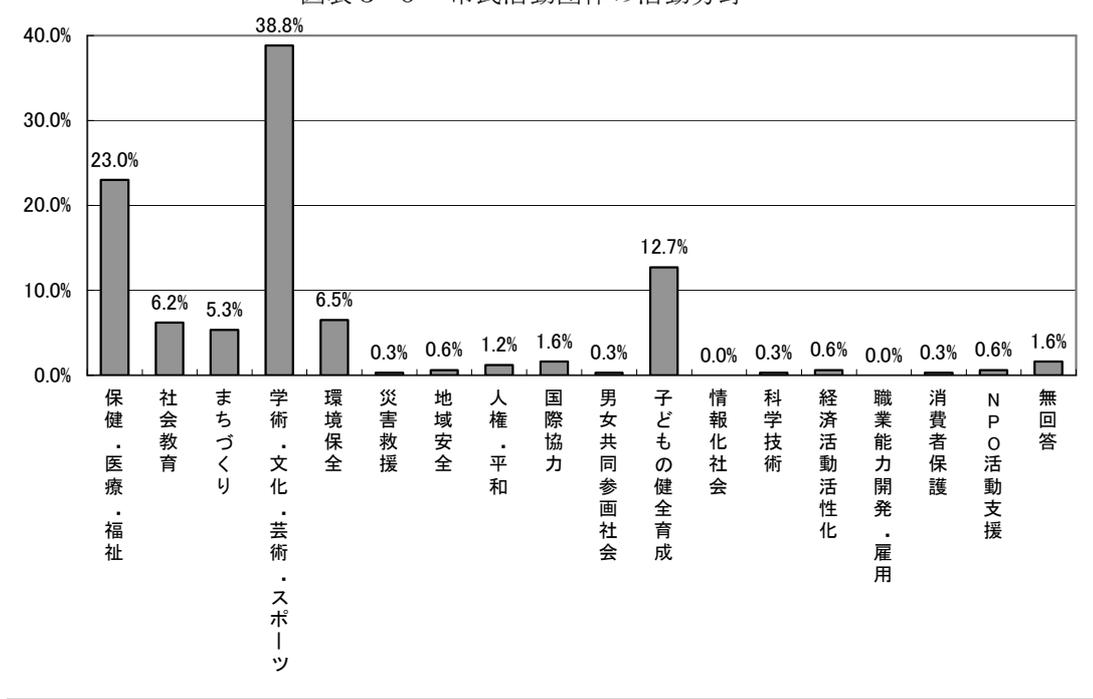
図表 3-5 市民活動団体の主な収入



資料:「市民活動団体アンケート調査」
(H21 回答数=322)

主な活動分野は、「学術・文化・芸術・スポーツ」が 38.8%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉」が 23.0%、「子どもの健全育成」が 12.7%などとなっています。

図表 3-6 市民活動団体の活動分野



資料:「市民活動団体アンケート調査」
(H21 回答数=322)

④事業者

本市においても、企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）を果たすための機運が高まってきており、CSR活動の一環として環境問題への取り組みやボランティア活動への参加、環境美化、防災活動などにおける行政との協働が行われています。

2 市民協働の取り組みにおける課題

(1) 社会的背景

大正5年7月の市制施行以来、本市は近隣町村との合併による市域の拡大や人口の増加、戦災復興などを経て西三河地区の中心地として発展してきました。この間、本市は、順調な経済発展に裏づけされた諸施策を展開し、市民生活を取りまく教育、文化、産業、交通などの社会基盤の整備に力を注いできました。

市民の生活は、充実した社会基盤に支えられ物質的な豊かさを享受してきましたが、少子高齢化、国際化など社会環境の変化により、市民の自己実現に対する意識が変化し始め、個性化、多様化した社会へと移り変わろうとしています。温暖化に伴う環境問題から地域の防災活動や社会教育、福祉活動、子育て支援など地球的規模の課題から日常生活に至るまで様々な活動に積極的に関わり、精神的な充実「心の豊かさ」を実現しようとする姿が見られるようになってきました。

行政が担ってきた「公平性、平等性」を重視する市民生活に対する施策の枠組みでは、地域的、社会的課題の解決に限界が見えはじめ、市民生活や都市基盤の整備など実に様々な分野で市民活動団体などとの協働が始まりつつあります。しかし、協働のあり方やその役割については、行政を始め市民、市民活動団体や事業者も本来の適切な姿を把握しきれておらず、それぞれが現状の組織体制や考え方によって眼前の課題解決に取り組もうとしており、協働の仕組みに矛盾が現れつつあります。

様々な主体による協働社会が実現されるには、適切な役割分担と対等なパートナーシップにより多様な主体が一体となって議論を重ね、施策が展開される必要があります。各種調査により抽出された課題に対する施策や創造的な支援策を体系的、重点的に実施することにより、各主体の成長を促し適切な協働の仕組み作りを推進しなければなりません。

(2) 町内会の課題

地域コミュニティの中心的な団体である町内会は、既に成熟期に達しており行政と連携し様々な地域課題を解決するための活動を行ってきました。

しかしながら、市民ニーズの多様化、価値観の変化、少子高齢化などによる社会情勢の変化は、町内会に子育て支援、高齢者援護、防災・防犯といった新たな課題を生み出しています。

本市に甚大な被害をもたらした平成 20 年 8 月末豪雨や近い将来に発生する可能性が高いとされている東海地震などの大規模災害、また子どもが被害者となる犯罪などの増加により、市民の安全・安心に対する関心が非常に高くなっており、それぞれの地域において防災体制の充実、防犯体制の整備が求められています。

町内会の課題は年々増えていますが、過疎化に悩む中山間地域はもとより、その他多くの地域で町内会の担い手不足が生じています。

こうした状況において、町内会は増大する地域課題に対応していくため地域の力を高め、減災力や犯罪抑止力を高めていく必要があります。

(3) テーマ型市民活動団体と本市のアンケート調査結果から得られた課題（基本施策別）

本計画策定の基礎資料とするため、平成 21 年 6 月から 7 月にかけて、市内の市民活動団体の現状や課題・市民協働に関する意向などを把握することを目的とし、平成 21 年 6 月 11 日現在で本市に登録されている市民活動団体 555 団体を対象としたアンケート調査を実施しました。322 団体の回答を得て、回収率は 58.0%でした。

また、平成 21 年 7 月には、各担当課に市民協働についてのアンケート調査を実施し、市民協働事業の評価や課題、今後の意向などについて調査しました。以下では、これらのアンケート調査結果やモデル的に実施した市民協働事業公募事業の検証結果などから、本市の市民協働における現状と課題の分析を行い、「市民協働推進条例」の基本施策別にまとめています。

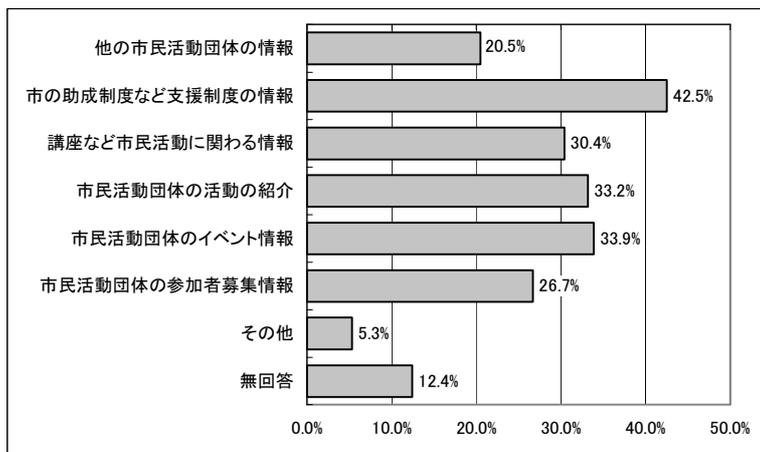
①情報の収集及び提供

- 「市の助成制度など支援制度の情報」、「市民活動団体のイベント情報」、「市民活動団体の活動の紹介」など、市に提供・発信してほしい情報は多岐にわたっています。
- 市の情報提供としては、広報紙・市のホームページを望む人が多くなっています。
- さらに幅広い情報提供ができる媒体・場所の充実も望まれています。

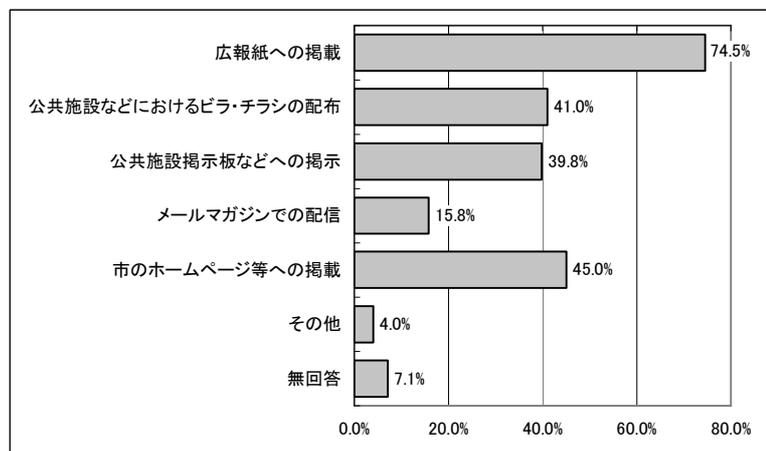
市に提供・発信してほしい情報として最も多い回答は「市の助成制度など支援制度の情報」(42.5%)であり、次いで「市民活動団体のイベント情報」(33.9%)、「市民活動団体の活動の紹介」(33.2%)、「講座など市民活動に関わる情報」(30.4%)が多くなっています。

市の情報提供方法として望ましい手段は、「広報紙への掲載」(74.5%)が突出して高く、次いで「市のホームページ等への掲載」(45.0%)となっています。また、ホームページや市政だよりでは、提供できる情報量が限られているなどの理由から、より幅広い情報提供ができる媒体・場所を求める意見も多くあります。

図表 3-7 市に提供・発信してほしい情報



図表 3-8 望ましい市の情報提供方法



資料：「市民活動団体アンケート調査」(H21 回答数=322)

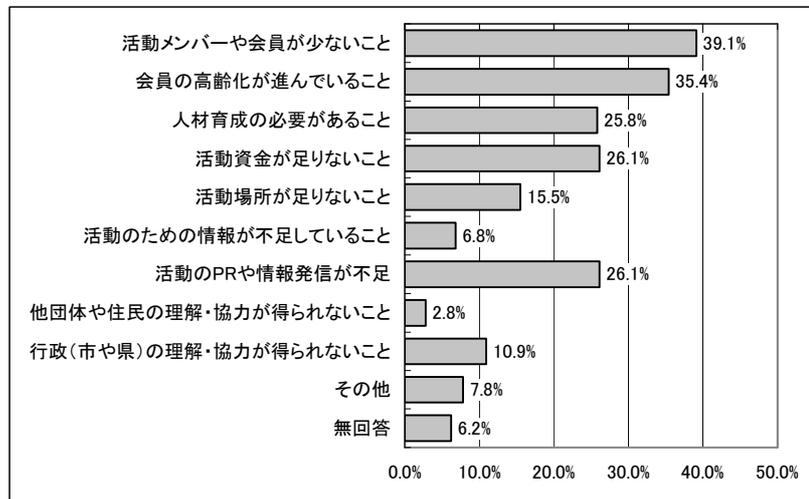
②市民活動の支援及び推進

ア 市民活動への支援について

- 市民活動団体の主要な課題として、会員の減少・高齢化、人材育成の必要性などが挙げられています。
- 行政に期待する市民活動の支援策としては、施設の利用割引や活動場所の提供が望まれています。また、市民活動を促進するために効果的な取り組みとして、本市職員からは、「補助金など団体への財政的支援」が最も多く挙げられています。
- 中間支援NPO法人に対して、「市民活動のための情報提供」、「活動場所の提供」、「市民協働のコーディネート機能」の役割を果たすことが望まれています。

現状の市民活動団体の問題点・課題としては、「活動メンバーや会員が少ないこと」(39.1%)が最も多く、次いで「会員の高齢化が進んでいること」(35.4%)があげられおり、人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。また「活動資金が足りないこと」(26.1%)、「活動のPRや情報発信が不足」(26.1%)をあげる団体も多くなっています。

図表 3-9 活動の問題点・課題

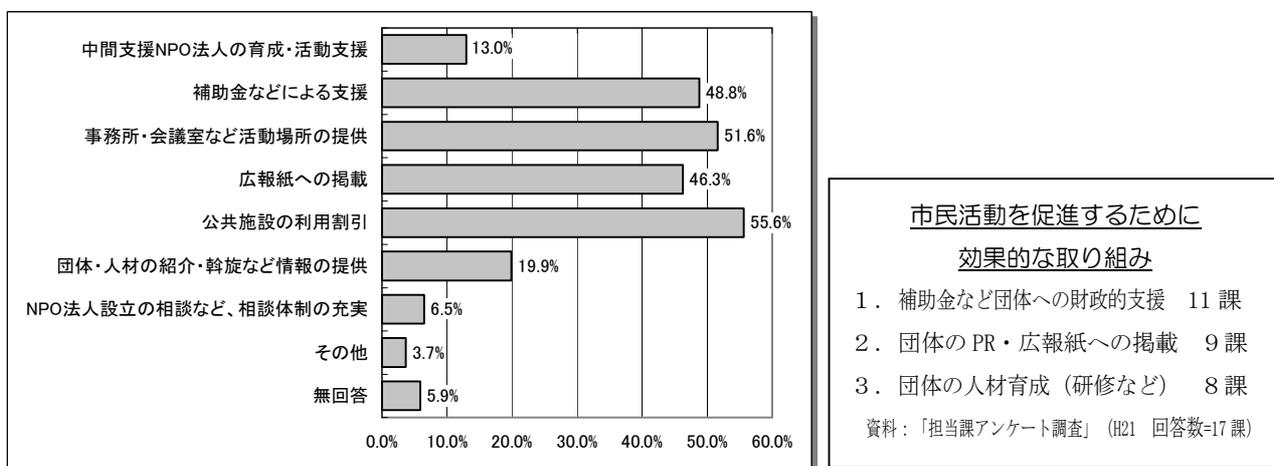


資料：「市民活動団体アンケート調査」(H21 回答数=322)

行政に期待する市民活動の支援策としては、全体的に回答にばらつきが見られるものの、「公共施設の利用割引」(55.6%)、「事務所・会議室など活動場所の提供」(51.6%)、「補助金などによる支援」(48.8%)が多くなっています。

また本市の各担当課に行った意識調査によると、市民活動を促進するために効果的な取り組みとして、「補助金など団体への財政的支援」が最も多く挙げられました。

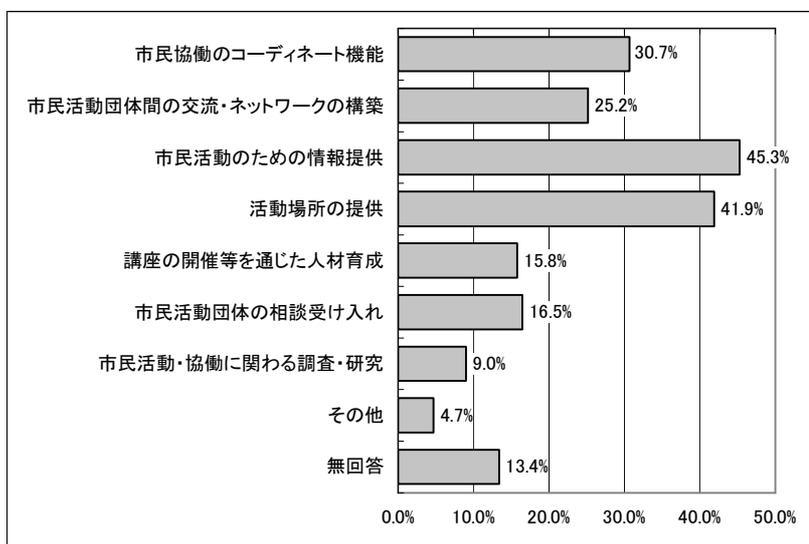
図表 3-10 行政に期待する市民活動の支援策



資料：「市民活動団体アンケート調査」（H21 回答数=322）

市民活動団体が、中間支援NPO法人に期待する役割としては、「市民活動のための情報提供」（45.3%）、「活動場所の提供」（41.9%）、「市民協働のコーディネート機能」（30.7%）が多くなっています。

図表 3-11 中間支援NPO法人に期待する役割



資料：「市民活動団体アンケート調査」（H21 回答数=322）

中間支援NPO法人とは…

行政と市民の間に立ち、様々な市民活動を支援する組織のことです。多くは市民活動団体への支援などを主目的としており、市民活動団体の整備のための相談窓口などのセンター的機能を持っています。

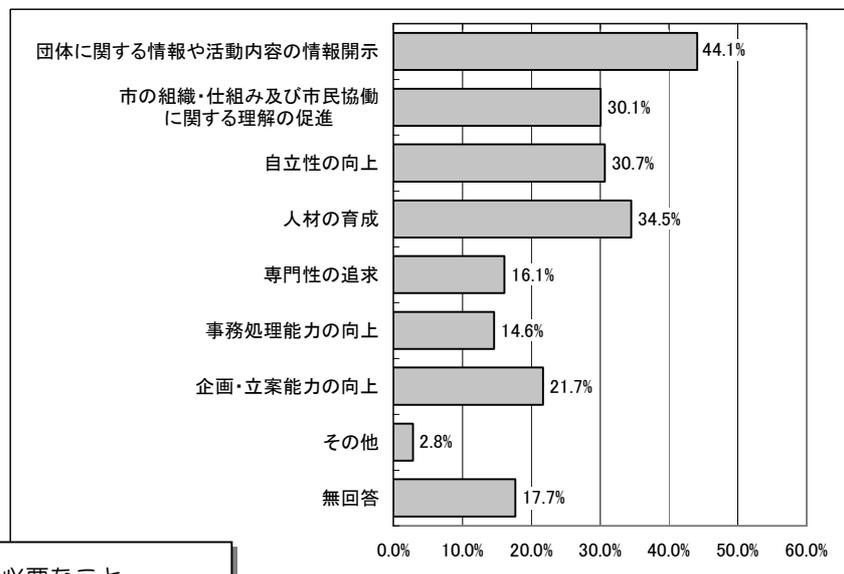
イ 市民活動団体に必要なこと

- 市民活動団体に必要なこととして、市民活動団体自身からは、「団体に関する情報や活動内容の情報開示」が最も多くなっています。
- 本市の各担当課の意見としては、市民協働のパートナーとしての市民活動団体の自立性の向上が必要との認識が多くなっています。

市民活動団体に必要なこととして、市民活動団体自身の意見は、「団体に関する情報や活動内容の情報開示」(44.1%)が最も多く、次いで「人材の育成」(34.5%)となっています。一方で、本市の各担当課が考える市民活動団体に必要なこととしては「自立性の向上」が最も多く、次いで「市の仕組みや市民協働への理解の促進」となっています。

また本市の各担当課から、市民協働の課題として最も多く挙がっていた意見は、「市民協働に適した活動団体が少ない」、「活動団体の力量が不足、自立性の向上の必要がある」であり、市民協働のパートナーとしての市民活動団体の力不足が課題とされています。

図表 3-12 市民活動団体に必要なこと



市民活動団体に必要なこと

1. 自立性の向上 15 課
2. 市の仕組みや市民協働への理解の促進 13 課
3. 人材の育成 10 課
4. 企画・立案能力の向上 10 課

資料：「担当課アンケート調査」(H21 回答数=17 課)

資料：「市民活動団体アンケート調査」
(H21 回答数=322)

③市民活動団体等の連携の推進及び強化

- 約6割の市民活動団体が、他団体と連携して活動したことがありますが、地域コミュニティ組織や民間企業など異なる組織形態の団体との連携は少なくなっています。
- 他団体と連携して活動することに対して、肯定的な評価をしている団体は約6割と少なくなっています。
- 他団体との交流・意見交換のできる場が求められています。

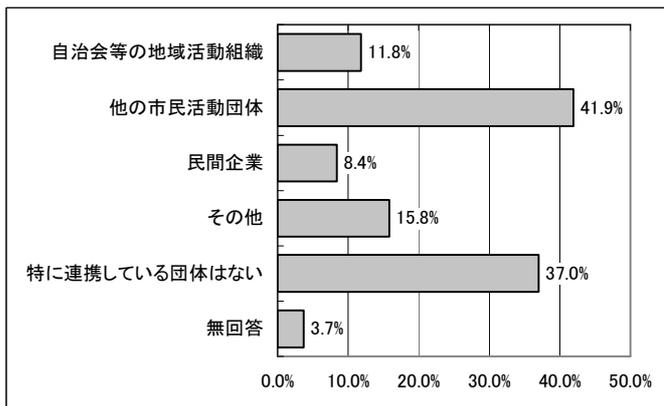
他団体と連携して活動したことがある団体は、全体の 59.3%（「特に連携している団体はない」（37.0%）と、「無回答」（3.7%）を除いた数）となっています。

連携した団体については、他の市民活動団体が、全体の 41.9%を占めており、自治会等の地域コミュニティ組織や民間企業との連携は少なくなっています。

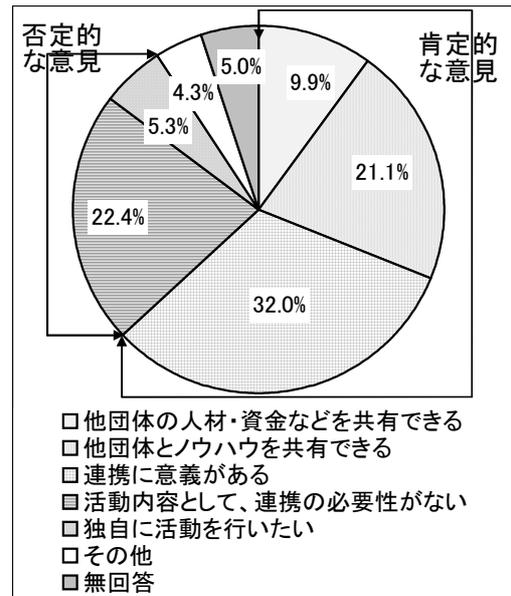
他団体との連携による活動に対する意向について、最も多い回答は、「連携に意義がある」（32.0%）との意向が最も強く、連携に対して肯定的な評価をしている団体は 63.0%であるのに対して、「活動内容として、連携の必要性がない」（22.4%）と「独自に活動を行いたい」（5.3%）を合わせた否定的な回答の団体は 27.7%と少なくなっています。

また他の団体との交流・意見交換ができる場を求める意見は、自由回答などにも多く、各団体同士、情報を提供し合い、連携し合いながら、新たな活動へ発展させていきたいとの積極的な意見も多くなっています。

図表 3-13 他団体との連携した活動経験の有無



図表 3-14 他団体との連携に対する意向



資料:「市民活動団体アンケート調査」
(H21 回答数=322)

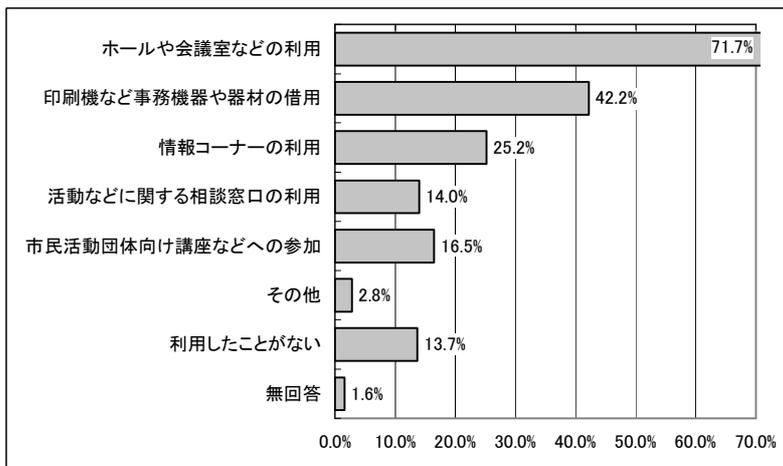
④市民活動拠点

- 市民活動の拠点となる施設の利用目的としては、ホールや会議室などを活動場所とした利用が最も多くなっています。同様に、今後の要望についても、ホールや会議室などの開放が最も多くなっています。
- 施設の利用に関しては、施設の予約に苦労しているとの意見も多く挙がっており、予約システムの充実・改善が求められています。

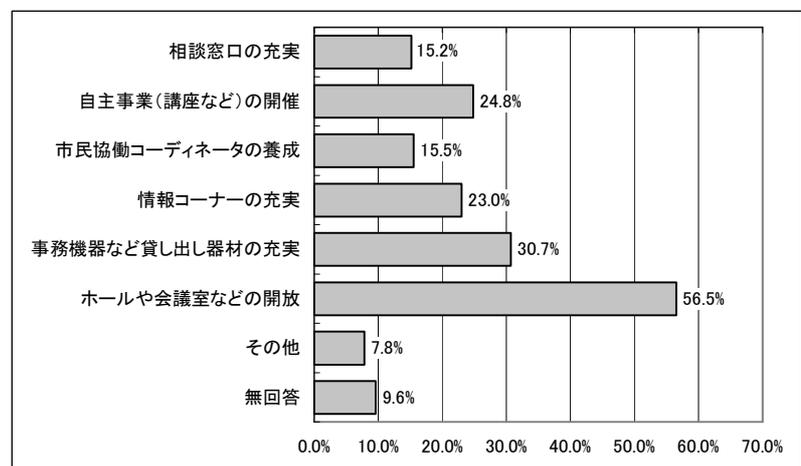
地域交流センター及び市民活動センターなどの市民活動の拠点となる施設やそのサービスの利用については、「ホールや会議室などの利用」(71.7%)が最も多く、次いで「印刷機や事務機器や器材の借用」(42.2%)、「情報コーナーの利用」(25.2%)となっています。

今後期待したい施設やサービスについても、利用度が高いものが上位を占める傾向にありますが、現在の利用に関わらず期待度が高くなっているものとして、「自主事業の開催」(24.8%)が挙げられます。また施設の利用に関しては、自由回答で、施設の予約に苦労しているとの意見も多く挙がっています。

図表 3-15 施設やサービスの利用の有無



図表 3-16 今後期待したい施設やサービス



資料：「市民活動団体アンケート調査」(H21 回答数=322)

⑤市民協働の推進体制の充実・仕組みづくり

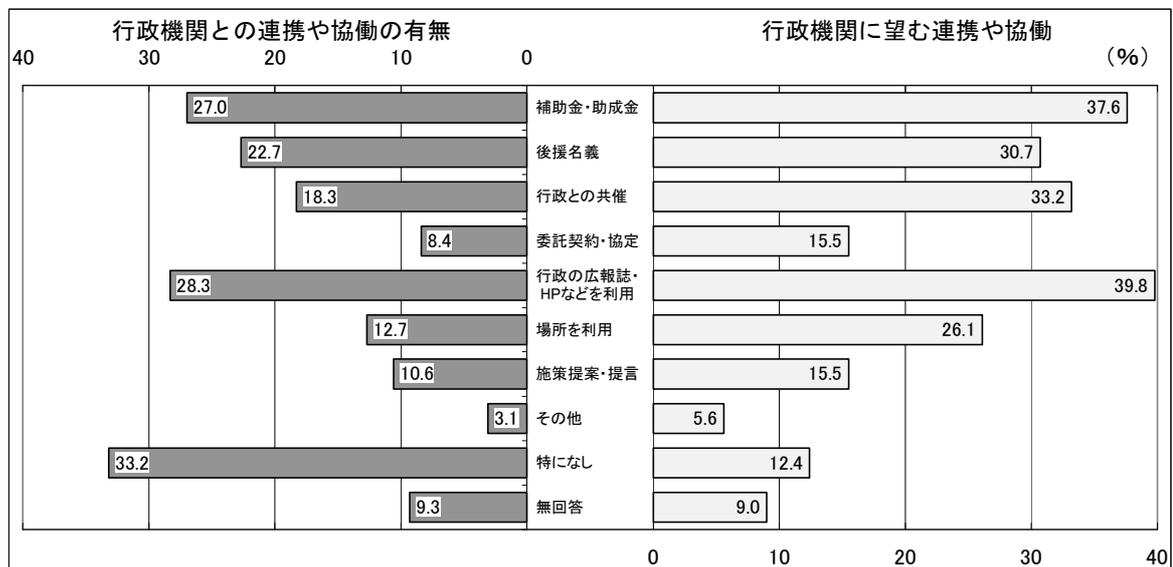
ア 行政機関との連携や協働について

- 行政機関と何らかの形で協働あるいは連携して活動したことがある団体は約6割となっています。
- 現状では、行政との共催の経験がある団体は少なくなっていますが、今後行政との共催を希望する団体は3割強存在します。

市など行政機関と協働あるいは連携して活動したことがある団体は、57.5%（「特になし」「無回答」を除いた割合）であり、6割近い団体が、行政機関と何らかの連携・協働活動を行った経験があります。中でも、「行政の広報紙・HPなどを利用」（28.3%）、「補助金・助成金」（27.0%）が多くなっています。

今後、どのように行政機関と連携・協働していきたいかについては、各項目で経験がある割合より要望の割合が高くなっています。特に、「行政の広報紙・HPなどを利用」（39.8%）、「補助金・助成金」（37.6%）、「行政との共催」（33.2%）の要望が強いことが分かります。

図表 3-17 行政機関との連携や協働について



資料：「市民活動団体アンケート調査」（H21 回答数=322）

イ 市の体制・市職員に必要なこと

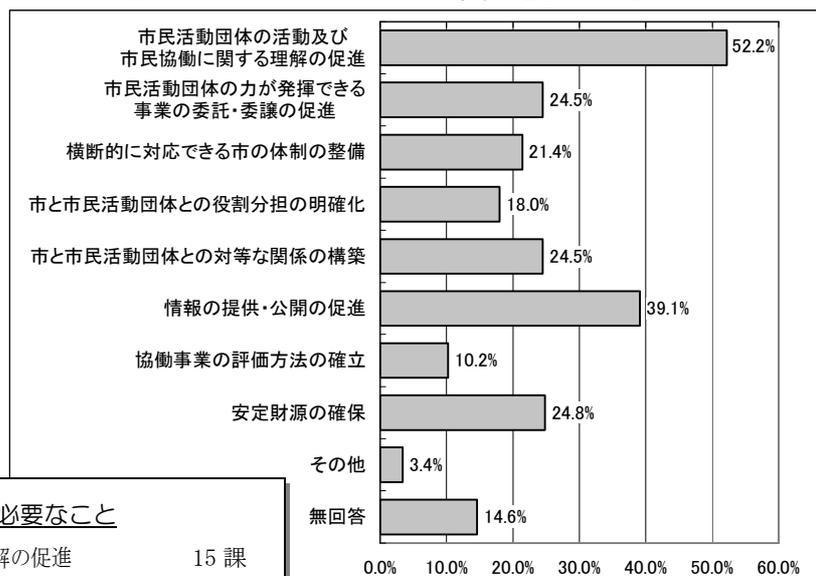
- 市民活動団体が考える市の体制・市職員に必要なこととしては、「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」が最も多くなっています。
- 同様に、本市の担当課からも、「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」が必要との意見が最も多くなっており、職員の意識改革、理解の促進が求められています。
- 市民活動団体からは、市の体制の課題として、職員個人ではなく担当課全体で取り組む姿勢や、市全体の横断的な連絡調整をスムーズに行うことなどが求められています。

市民活動団体が考える市の体制や市職員に必要なこととしては、「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」(52.2%)が最も多く、次いで「情報の提供・公開の促進」(39.1%)となっています。

本市の担当課の意見としては、市の体制や市職員に必要なこととして、「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」や「横断的に対応できる市の体制の整備」などの意見が多くなっています。

また市民協働公募事業を行った市民活動団体からは、市の体制の課題として、職員個人ではなく担当課全体で協働事業に取り組む姿勢や、市全体の横断的な連絡調整をスムーズに行うことなどが挙げられています。

図表 3-18 市の体制・市職員に必要なこと



市の体制・市職員に必要なこと	
1. 団体の活動、市民協働に関する理解の促進	15 課
2. 横断的に対応できる市の体制の整備	13 課
3. 市と市民活動団体の役割分担の明確化	10 課

資料：「担当課アンケート調査」(H21 回答数=17 課)

資料：「市民活動団体アンケート調査」
(H21 回答数=322)

ウ 市民協働公募事業の評価

- 市民協働公募事業の実施により、事業開始時にお互いの役割を明確化すること、目的の共有化を十分に図ることが必要であること、また市民協働推進課などのパイプ役の存在が、協働事業実施のプロセスにおいて重要であることなどが認識されました。
- 市民協働の「育成期」といった段階や市民協働に対する行政の理解不足もあり、公募による方式は多くの課題が残りました。今後、市民協働事業を展開するにあたり、段階的な事業形式の検討が必要です。

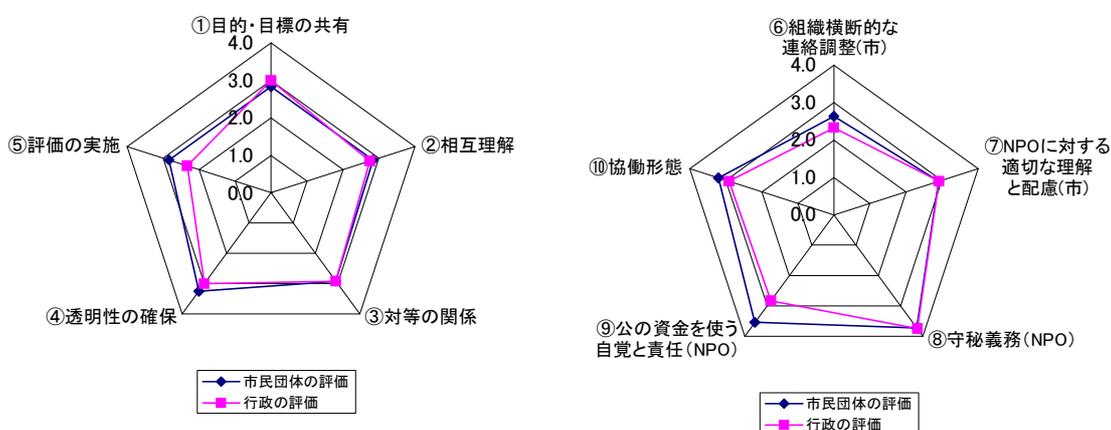
市民協働により事業を行うことによってもたらされた効果として、お互いの専門知識や専門能力・ノウハウの活用による、事業内容や手法の充実、スムーズな運営、参加者の増加など事業規模の拡大などが挙げられています。また市民協働事業実施により構築された団体や人材のネットワークから、今後の波及効果を期待する意見も多くみられました。

その他にも、特に、市民活動団体側は、行政との協働により、広報による周知、事業・イベントの信用（信頼性）の向上、ネットワークの活用によるスムーズな連絡、情報収集、助成金など幅広い面で効果があったとしています。

事業実施により得られた課題としては、事業開始時にお互いの役割を明確化すること、目的の共有化を十分に図ることの必要性や事業開始時に市民協働推進課などのパイプ役の存在が必要であることなどが挙げられています。

市民協働公募事業については、協働事業を体験した上で協働について検証するといった目的もあり、モデル的に3年間実施してきました。しかし、市民協働の「育成期」といった段階や、市民協働に対する行政の理解不足といった問題から、公募型の市民協働事業は事業としては継続的な事業とはなりません。今後は、本市の市民協働の段階にあった事業形式の検討が必要となります。

図表 3-19 市民協働の姿勢に対する評価（市民活動団体・行政別）



※全くできなかった 1.0、あまりできなかった 2.0、まあまあできた 3.0、十分できた 4.0 で加重平均を算出

資料：「市民協働公募事業評価シート」（H19、H20、H21）

3 課題のまとめ

「1 市民協働の現状」及び「2 市民協働の取り組みにおける課題」で示した、本市における市民協働の現状と課題や、支援施策を進める中で問題点として認識される事項を踏まえ、市民協働を推進するための具体的な施策の策定に繋げるために、「市民協働推進条例」に示された6つの基本施策に基づき、課題を以下にまとめました。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

内容の充実、媒体・場所の充実

本市の支援制度、市民活動団体の活動情報など、多様な情報の発信が求められています。また情報提供ツールとして、広報紙やホームページの充実が求められている他、広報紙やホームページでは提供できる情報量に限りがあるため、より多くの情報を提供できる媒体・場所の充実が求められています。

(2) 市民活動への支援及び推進

市民活動の啓発、人材の育成の必要性

市民活動団体の主要な課題は、会員の減少・高齢化などであり、市民活動に対する啓発や人材の育成などを通じて、市民活動に携わる人を育てることが必要です。

市民活動団体の自立性の向上

本市職員においては市民協働のパートナーとして、市民活動団体を支援することが必要との認識が強くなっています。市民活動団体の自立性の向上を促すために、財政的な自立に向けた支援に加え、団体のメンバーに向けて、活動団体の運営や事業の企画のノウハウ、協働の理念などについて学習する機会を提供する必要があります。

市民公益活動団体助成金、市民活動総合補償保険制度の見直し

公益団体を審査する基準が不明確であり、助成制度自体を相応しい方式に見直す必要があります。また、市民活動総合補償保険については、年間260件程度の利用があり、内容も充実しつつありますが、より実態に即した制度となるよう、内容を見直す必要があります。

市民活動団体の公益活動の定義の検討

本市の市民活動団体の中には、生涯学習活動、共益活動的な団体も含まれています。市民活動団体の登録団体は、公益的な活動をしている団体でなければなりません。協働事業の理念からは、公益活動を実施する団体を優先的に支援することが求められます。今後は、公益活動の定義を、より具体的に説明することが必要となります。

(3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化

テーマ型市民活動団体と地域コミュニティ型市民活動団体との連携の促進

多くの市民活動団体が、市民活動団体間の連携の推進を重要視しています。特に、市民活動団体と地域コミュニティ組織など異なる組織形態や成り立ちをもつ団体間の連携の推進及び強化が必要です。

市民活動団体同士での交流・意見交換のできる場が求められている

市民活動団体同士が、お互いに情報を提供し合い連携し合いながら、新たな活動を発展させていきたいとの意見は多く、他団体との交流・意見交換ができる場が求められています。

(4) 市民活動拠点の充実

市民活動拠点の充実

多くの市民活動団体が市内の公共施設などの拠点施設を利用してその活動を展開しているため、ホールや会議室など活動場所の充実は、重要な課題であり、要望も多くなっています。

施設の予約システムの充実・改善

施設の利用については、予約に苦労するとの意見も多く挙げられており、市民活動拠点施設の知名度や人気が高まる中、予約方法などの利便性についての検討も必要です。

(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

本市の体制・職員の意識改革・理解の促進

本市の体制・職員に必要なこととして「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」が必要との意見が最も多くなっており、庁内外から、職員の意識改革、理解の促進が求められています。

市民協働事業のあり方の検討

市民協働事業について、公募事業としてモデル的に3年間実施してきましたが、市民協働を体験した上で市民協働について検証するといった目的もあり、公募型の市民協働事業は継続的な事業とはなりません。市民協働の「育成期」といった段階や、市民協働に対する行政の理解不足もあり、公募による方式は時期尚早と考えられ、今後は、段階的な方策を検討する必要があります。

市民協働事業の円滑な実施においては、行政と市民の間に立つコーディネーターが必要

行政と市民活動団体では、その目的や組織体制が違うため、特に、事業開始時に摩擦がおりやすいことが指摘されています。その間に立ち、両者のパイプ役を果たす存在が必要です。

(6) その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの 町内会活動の活性化

市民活動団体間の連携

町内会の横断的な繋がりには機能していますが、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会など多様な地域コミュニティ型の市民活動団体を把握し、連携することも望まれています。

市民活動団体と町内会などの地域コミュニティ組織との連携が少ないため、交流・意見交換のできる場が求められています。

各地域の課題解決の研究

社会状況などの変化により、町内会に新たな課題が生じており、地域における防災体制の充実、防犯体制の整備が求められています。

また、過疎化に悩む中山間地域はもとより、その他多くの地域で町内会の担い手不足が生じています。こうした状況において、町内会は増大する地域課題に対応するため、人と人とのつながりの意識を深めるような取り組みを通じて、地域の力を高めていく必要があります。

第4章 市民協働施策の展開

1 協働の視点

少子高齢化を始めとする地域社会の変化や多様な価値観とそのニーズの変化が顕著になっている現状において、行政だけでは多種多様なニーズにきめ細かく対応することが困難な状況になっています。

こうした状況から、公共サービスのあり方については、地域社会における必要な施策、活動、事業などの取り組みに市民の声を届かせる市民協働の手法による行政運営が求められており、地域課題の解決や多様化する市民ニーズなどの対応に大きな役割を果たす「新たな公」の創出が必要となっています。

そこで、市民協働の現状について、本計画期間を「育成期」として位置付け、市民、市民活動団体、事業者、市が対等な立場で協力し、地域の課題解決に取り組むことができる仕組みづくりや市民活動の支援策により協働の担い手全体が自立し、社会貢献度の高い公益活動がより一層活発になることを目指します。

2 計画の方向性

市民活動団体へのアンケート調査、NPO法人調査など、各種調査の結果を踏まえて、第3章で示した市民協働の現状と課題に基づき市民協働を推進していくために、市民協働の「育成期」であることを踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間において必要な事業を計画的に実施していきます。

また、現在実施している事業については、本計画の趣旨に合うように、「市民協働推進条例」の基本施策ごとに区分した事業の再検討を行い、課題解決のために必要な事業を継続実施するとともに必要な新規事業を展開していきます。

事業の展開に当たっては、市民、市民活動団体、事業者、市が適切な役割分担をするとともに、「育成期」における支援策を体系的・重点的に実施していきます。

3 市民協働推進に向けたそれぞれの役割

市民協働の趣旨は、強制するものではなく自主的な活動でなければなりません。そのため、市民、市民活動団体、事業者、市については、それぞれの役割について次のように「市民協働推進条例」で努力規定を定めています。

(1) 市民、市民活動団体、事業者の役割

- ア 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。
- イ 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。
- ウ 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。

(2) 市の役割

市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。この努力規定に基づき、本計画を策定し総合的、計画的に市民協働を推進していきます。

4 町内会の将来像

町内会は、大規模災害への対応や犯罪の増加などの地域課題に対応していくため、市民、事業者、本市と一体となって社会全体の犯罪抑止力や減災力を強化していく必要があり、犯罪、災害に強い地域力を持つことが望まれています。

町内会への加入率は平成 21 年 4 月 1 日現在 90%と高い水準にあるものの、地域によってはアパートなどの賃貸住宅に住む人達の加入が進んでいません。

地域の力を高めていくためには、防災活動や防犯活動に対する意識の向上を図り、行動を促す必要があると考えられ、特に加入率の低いアパートなどの住民に対し、町内会活動への参加を呼びかけるなど、地域の課題を共有することが求められています。

こうした課題を解消し、地域をあげた活動を進めるためには、活動の担い手不足に悩む町内会が、テーマ型市民活動団体や事業者などと協働し、多面的な活動により効果を高めるなど、新たな手法について検討を深める必要があります。

また「第6次岡崎市総合計画」では、町内会の将来像に関し「中央地域、矢作地域など8地域での広域コミュニティの組織化、町内会や学区総代会との的確な役割分担や市民分権のあり方など、都市内分権を見据えた重層的な自治構造への再編を構想します。」としています。さらに、「本市における自治や都市内分権の範囲、自治体制などを規範化した自治基本条例の制定などに取り組み、地域の課題に対応できる地域協働の仕組みづくりを進めます。」としており、今後地域的な権限と責任を観点とした新たな展開を求めています。

5 施策の展開

今後、本市が市民協働のまちづくりに取り組んでいく上での指針となる「市民協働推進条例」に示された基本施策に基づき、実効性のある具体的な施策の展開方法についてまとめます。

基本施策 —市民協働推進条例より—

基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

市民協働の推進には市民活動の促進が必要不可欠であるため、市民活動への共感、応援、参加を促し、市民活動団体が活動しやすくなることを目指し、情報の収集及び提供を行います。

基本施策 2 市民活動の支援及び推進

市民活動団体の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援および推進を図ります。

基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

市民活動団体や市民同士が情報交換、意見交換できるなどの連携の推進及び強化を図ります。

基本施策 4 市民活動拠点の充実

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにもつながる市民活動拠点におけるソフト面の充実を目指します。

基本施策 5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

全市的な市民協働の推進体制や評価体制の充実、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

基本施策 6 その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの

市民ニーズの変化が激しい現状において、市民協働を推進するために必要が生じた事業を実施します。

本計画の計画期間を市民協働の「育成期」として位置付け、市民協働の推進に向けた、市民活動の基盤づくり、連携体制の充実などに重点を置いた施策展開を図ります。

施策体系

基本施策1 市民協働に関する情報の収集及び提供

(1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信

- 市民活動情報ひろばによる情報発信及び活用促進
- 市政だよりを活用した情報発信
- 市民活動団体ガイドブックによる情報発信
- 地域交流センター便りによる情報発信
- メールマガジンの発行 ◆基本事業◆
- 地元メディアを活用した情報発信

(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

- 市民公益活動助成金など成果報告会の開催
- 市民活動講座・シンポジウムなどの開催

(3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有

- 愛知県との連携・情報共有
- 他市町村との連携・情報提供
- 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携・情報共有
- 事業者との連携・情報共有
- 大学、教育機関などとの連携・情報共有

基本施策2 市民活動の支援及び推進

(1) 市民活動への財政的支援

- 市民活動を支援する助成制度の検討 ◆基本事業◆
- 市民活動総合補償保険の運営

(2) 市民活動を担う人材の育成

- マネジメント・リーダー育成の研究
- 体験型の学習機会の提供
- 相談事業の展開
- 情報発信力強化研修

(3) 事業者による支援

- 事業者による支援に関する研究

(4) 中間支援NPOの発展の支援

- 中間支援NPOの発展の支援

(5) 市民活動団体登録

- 市民活動団体登録の促進
- 市民活動団体の公益活動の定義の明確化 ◆基本事業◆

基本施策3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

- 市民活動団体交流会の実施
- 市民活動団体などの連携体制の検討 ◆基本事業◆
- メールリングリストを活用した連携

基本施策4 市民活動拠点の充実

(1) 市民活動拠点施設の運営の充実

- 地域交流センター、市民活動センターの運営
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営
- 各市民活動拠点施設間の連携強化 ◆基本事業◆

(2) 市民活動拠点施設の機能の充実

- 地域交流センターの事業の充実
- 市民活動センターの事業の充実
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの事業の充実

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

(1) 市民協働推進体制の充実

- 市民協働推進体制の整備
- 市民協働事業の検証
- 市民協働推進指針の見直し

(2) 市民協働コーディネーターの養成

- 市民協働コーディネーターの養成 ◆基本事業◆

(3) 市民参加・参画手法の推進

- パブリックコメント制度の活用
- ワークショップ手法のマニュアル作成

(4) 本市職員の意識改革

- 職員研修の充実
- 職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進

(5) 市民協働事業の仕組みづくり

- 市民協働事業の仕組みづくり

(6) 財政的措置の研究

- 安定財源の確保

基本施策6 町内会活動の活性化

その他市民協働及び市民活動を推進するため必要と認めるもの

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

- 各種事業の情報発信
- 町内会活動研修会の開催

(2) 市民活動の支援及び推進

- 市民活動総合補償保険の運営
- 相談事業の展開
- マネジメント・リーダー育成の研究

(3) 市民活動団体などの連携及び強化

- 市民活動団体などの連携体制

(4) 活動拠点施設の充実

- 地区集会施設整備事業費補助金
- 市民ホームの利用

(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援

- 各地域の課題解決の研究 ◆基本事業◆
- 市民協働コーディネーターの養成

基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

市民協働に関する情報のニーズは、その内容、媒体ともに多岐にわたっています。また、市民活動を行っている人、関心があり始めたいと思っている人、関心が低い人など、情報の受け手は多様化しています。

市民活動団体の活動内容、イベント情報、人員募集、行政などの支援制度の情報など、情報の受け手の多様なニーズを満たすよう、幅広い情報を収集し、提供することが必要です。また、情報ツールが多様化し、活動団体の年齢層も幅広くなっている中で、多様な広報媒体を利用した情報の収集及び提供が求められています。

市政だよりやホームページ「市民活動情報ひろば」、「地域交流センター便り」など既存の情報ツールによる情報発信を充実するとともに、新たにメールマガジンなどの広報媒体なども取り込み、多様な広報媒体を利用した市民活動の情報発信を行います。

また、あいちNPO交流プラザなど、他の市民活動支援機関と連携、情報を共有し、市民や市民活動団体により充実した情報を提供できるよう努めます。

(1) 多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信

広報媒体は多様化しており、様々なニーズにあった情報発信を行う必要があります。広報紙などへの掲載を始め、ホームページ「市民活動情報ひろば」の内容の充実、新たな広報媒体での情報発信などに取り組みます。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民活動情報ひろばによる情報発信及び活用促進	市内を活動拠点とする市民活動団体の活動内容やイベントなどを紹介するホームページである「市民活動情報ひろば」を活用し、より活発な情報発信ツールとなるような環境づくり、情報発信を行います。	継続
②市政だよりを活用した情報発信	市政だよりを活用し、本市の市民活動支援制度の情報提供、事業やイベント情報などの発信を行います。	継続
③市民活動団体ガイドブックによる情報発信	市内を活動拠点とする市民活動団体の活動内容や目的などを紹介する「市民活動団体ガイドブック」を定期的に作成し、市民活動団体の総合的な情報提供を行います。	継続
④地域交流センター便りによる情報発信	地域交流センターで行われる講座・イベントの紹介や、各地域の活動団体の活動情報などを発信する「地域交流センター便り」を定期的に作成し、より身近な地域の市民活動に関する情報提供を行います。	継続
⑤メールマガジンの発行	メールマガジン受信希望団体の調査や団体が求める情報の把握を行います。メールマガジンの発信方法・内容の検討を実施し、発行します。	新規
⑥地元メディアを活用した情報発信	地元メディアである、FMおかざきやミクスネットワーク株式会社などと連携し、より広域的な情報発信を検討します。	新規

基本事業

(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

市民活動の裾野を拡大するためには、広範な市民の活動に対する理解と参加が必要です。市民活動団体の活動内容を伝える、市民活動のやりがいや楽しさを知ってもらう機会を増やすなど、市民活動への理解を促し、参加へのきっかけづくりとなるような事業を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民公益活動助成金など成果報告会の開催	市民公益活動助成金を受けて事業を行った市民活動団体が、その成果を報告するなど、より多くの市民が市民活動に参加するきっかけづくりを行います。	継続
②市民活動講座・シンポジウムなどの開催	「市民活動のはじめかた、続け方」「市民活動団体のステップアップ講座」など、段階に応じた市民活動講座を開催します。また、必要に応じ市民活動に関するシンポジウムなどを開催し、市民活動に対する一般市民の理解を深めます。	継続

(3) 市民活動支援機関などとの連携・情報共有

市民活動の活動領域や分野は多様化しており、幅広い情報提供が求められています。あいちNPO交流プラザなど広域の市民活動支援機関や他の市民活動支援センター、社会福祉協議会ボランティアセンターなどと連携し、情報共有を行うことでより充実した情報提供を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①愛知県との連携・情報共有	愛知県が運営する市民活動支援センター「あいちNPO交流プラザ」と連携し、NPO法人認証に関する情報共有を行い、充実した情報提供を行います。	新規
②他市町村との連携・情報提供	他市町村の市民活動支援センターと連携し、市民活動に関する情報共有を行い、充実した情報提供を行います。	新規
③社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携・情報共有	社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、市民活動に関する情報共有を行い、充実した情報提供を行います。	新規
④事業者との連携・情報共有	事業者で組織するボランティアグループなどと連携し、CSR活動の促進のための情報共有を行い、充実した情報提供を研究します。	新規
⑤大学、教育機関などとの連携・情報共有	大学、教育機関などと連携し、市民活動に関する情報共有を行い、充実した情報提供を研究します。	新規

基本施策 2 市民活動の支援及び推進

本市の市民活動団体は、組織や資金、人材育成などの課題を抱えている団体が多くあり、今後は、団体の支援が重要な課題となります。

市民活動団体の財政的自立、人材の確保、運営能力の向上など、市民活動団体が行政の協働のパートナーとして自立できるよう、活動基盤を強化していく必要があります。

市民活動団体に対する財政的支援や市民活動の人材育成、行政と市民の間に立つ中間支援団体の支援などを通じて、市民活動団体が自由に安心して活動できる基盤整備を行います。

(1) 市民活動への財政的支援

市民活動団体にとって、活動資金の不足は主要な課題の一つとなっています。市民活動団体が安心して積極的に活動を展開できるよう、助成金制度や保険制度の見直しを進めるなど、市民活動団体への財政的支援を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民活動を支援する助成制度の検討 基本事業	市民活動団体への助成制度を、「育成期」に合わせた制度となるよう検討します。	継続
②市民活動総合補償保険の運営	市民活動団体が、安心して地域社会づくりに参加できるよう、市が保険料を負担する「市民活動総合補償保険」を運営します。 この制度については、実態に即した制度となるように検討を行います。	継続

(2) 市民活動を担う人材の育成

市民活動団体のメンバーの不足や会員の高齢化など、多くの団体が人材不足を課題としてあげています。市民活動を始める人から組織や団体のリーダーとなる人材の育成まで、今後の市民活動を担う人材の育成を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①マネジメント・リーダー育成の研究	本市または中間支援NPOによる団体のマネジメント能力向上及びリーダー育成のための人材育成について研究します。	新規
②体験型の学習機会の提供	本市または中間支援NPOによる体験型の学習機会の講習会や現地見学ツアーなどの開催を通じて、市民活動に興味のある人や、市民活動を始めた人への学習の機会を提供します。	新規
③相談事業の展開	市民活動団体の運営から事業の実施に至るまで、各団体の課題を解消する一助となるよう、相談を受け付けます。	新規
④情報発信力強化研修	市民活動団体の情報発信について、より効果的な発信方法を提案し、研修を行い、市政だよりやホームページなど、本市の情報発信媒体への掲載を支援します。	新規

(3) 事業者による支援

市民協働の新たな担い手の一つである事業者との市民協働についても、今後必要な施策として展開が期待されます。企業のCSR活動への機運も高まっている現状から、事業者が、市民活動団体に対する資金的・人的支援や市民活動に伴う人材育成などの支援事業などを行うことが可能かどうか、研究していきます。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
事業者による支援に関する研究	事業者による、市民活動団体に対する資金的・人的支援や、市民活動に伴う人材育成などの支援事業が可能かどうか、研究します。	新規

(4) 中間支援NPOの発展の支援

市民協働の推進には、本市と市民の間に立ちコーディネート機能の役割を果たす中間支援NPOの存在が不可欠です。また、市民のニーズにあった情報提供や市民活動支援を行うなど、中間支援NPOの役割は多岐にわたります。

市民活動団体の支援や市民協働の推進を担う機関として、中間支援NPOの発展の支援を図ります。また、法人化を目指す市民活動団体については、中間支援NPOが法的手続きなどについて相談に応ずることができると、市民協働の活性化に大きな役割を担うことになるため支援します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
中間支援NPOの発展の支援	市民活動団体などの支援活動を行う中間支援NPOと本市が、より連携を強化するための会議を継続・定期的実施すると共に、認知される働きかけを検討します。 中間支援NPOが、特定非営利活動法人化を目指す市民活動団体への情報提供や相談ができるよう支援します。	継続

(5) 市民活動団体登録

市民協働の推進においては、公益性のある市民活動団体を支援し、協働によるまちづくりを推進するという目的を明確にする必要があります。

市内で市民活動を行う団体を対象とした市民活動団体登録制度を活用して、公益活動を行う団体への支援体制を整えます。また公益活動の定義を明確にするなど、より市民協働の目的に即した制度となるよう、登録要件や手続きなどの見直し、検討を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民活動団体登録の促進	市民活動団体の登録制度の要件を周知していきます。	継続
②市民活動団体の公益活動の定義の明確化 基本事業	市民活動団体が行う社会貢献度の高い公益活動の定義を明確にし、市民活動団体の登録の要件を検討します。	新規

基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

市民協働のあり方としては、市民活動団体と行政、あるいは事業者と行政との間での協働があります。それに加え、市民活動団体間の連携があり、この市民活動団体間の連携は、市民協働の推進において非常に重要な領域でもあります。そのため、市民活動団体間での連携への意識啓発を促すとともに連携体制の整備を図ることが必要です。

市民活動に関する情報を共有し、互いの連携によってさらなる活動の発展につながるよう、市民活動団体間のネットワークを構築します。またその成り立ちや組織形態が異なるため、従来連携が少なかったテーマ型市民活動団体と地域コミュニティ型市民活動団体間の連携の促進などについても相互の連携が進むよう検討します。

(1) 市民協働の担い手の連携の推進及び強化

市民協働の担い手である市民活動団体や事業者などが、お互いに情報を交換、共有し合うことにより、連携が深まり、さらなる活動の発展につながります。新たな情報媒体の提供や交流の場の充実を通じて、市民活動団体などの連携を推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民活動団体交流会の実施	テーマ型市民活動団体間の連携を促進するための交流会や意見交換会を実施します。	継続
②市民活動団体などの連携体制の検討 基本事業	市民協働の連携については、地域コミュニティ型市民活動団体やテーマ型市民活動団体、事業者や大学などにまで可能性が広がります。その連携体制について検討します。	新規
③メーリングリストを活用した連携	メーリングリストへの参加を希望する市民活動団体向けに、市民活動に関する様々な分野の新鮮な情報提供について研究します。	新規

基本施策 4 市民活動拠点の充実

多くの市民活動団体が、市内の地域交流センター及び市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンターなどの市民活動の拠点となる施設を利用してその活動を展開しています。そのため、これらの施設における市民活動拠点としての役割の充実は、非常に重要な課題です。

地域交流センター及び市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンターの運営や事業を充実させるとともに、各地域の拠点施設においては、地域住民の参画により、地域のニーズにあった事業を展開します。

(1) 市民活動拠点施設の運営の充実

市民活動を活性化するためには、市民活動拠点施設の運営を適切に進めることが必要です。市民が利用しやすく、情報交流の場となるような活動拠点の体制づくりを行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①地域交流センター、市民活動センターの運営	地域交流センターの「地域の市民とともに育てていく施設」のコンセプトを継続的に実施するための運営体制の充実を図ります。市民活動センターは、本市の中央地域にあり、地域交流センターのセンター機能としての役割も持つため、総合的な運営体制の構築や情報発信の場の運営体制の充実を図ります。	継続
②社会福祉協議会ボランティアセンターの運営	地域住民の社会福祉に関する理解と、ボランティア活動への参加・促進を図るための運営を実施します。	継続
③各市民活動拠点施設間の連携強化 基本事業	市民活動拠点施設となる各地域交流センター及び市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンター間の連携を強化します。	新規

社会福祉協議会ボランティアセンター

社会福祉協議会ボランティアセンターは、福祉会館2階に位置し、地域住民の社会福祉に関する理解と関心を高め、ボランティア活動への参加、促進をはかることを目的に設置されました。

主に、ボランティア活動の相談・支援、援助、情報の収集・提供、啓発活動、研修活動、連絡・調整、基盤整備、保険加入窓口などの業務を行っています。



(2) 市民活動拠点施設の機能の充実

市民活動支援の拠点施設として、市民が使いやすい施設づくりを目指すとともに、市民活動を支援するための様々な事業を計画的かつ継続的に実施します。また、地域における協働をコーディネートする機能の役割も持つため、その事業展開も期待されます。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①地域交流センターの事業の充実	地域住民との協働により、様々な市民活動が活性化するための、地域のニーズにあった事業を計画的に展開します。	継続
②市民活動センターの事業の充実	市民との協働により、様々な市民活動が活性化するための事業を計画的に実施します。	継続
③社会福祉協議会ボランティアセンターの事業の充実	「社会福祉協議会ボランティアセンター活動推進計画」に基づき運営を実施します。	継続

地域交流センター

市民活動支援機能の充実や、ボランティア活動の受け皿整備など、「地域レベルのまちづくり活動推進とシビルミニマムを充足するための複合機能を有する交流拠点」として、「地域の・地域による・地域のための活動」の活発化を図るための施設です。

▼北部地域交流センター「なごみん」
(平成 17 年 4 月開館)



▼南部地域交流センター「よりのなん」
(平成 18 年 10 月開館)



▼西部地域交流センター「やはぎかん」
(平成 20 年 2 月開館)



※東部地域交流センター：平成 24 年度開館を目指し計画を進めています。

市民活動センター

図書館交流プラザ「りぶら」には、活動支援として生涯学習センター、市民活動センター、男女共同参画センター、国際交流センターの 4 つの機能を有する市民活動総合支援センターが設置されており、市民活動センターでは講座、情報提供、相談事業などの実施により市民活動をサポートしています。

全市的な拠点として、相談窓口、情報発信、講座の開催などの事業を通じて、市民活動団体の交流促進と市民活動の活性化を進めています。



(平成 20 年 11 月開館)

基本施策5 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり等

市民協働によるまちづくりは、市民や行政内の理解を得て、評価などを踏まえながら、よりよい推進体制、事業のあり方を検討する段階にあります。

市民協働によるまちづくりを確実に、かつ効果的に進めていくために、全市的な市民協働推進体制や評価体制の充実、市民協働事業の円滑な実践方法の確立などの整備が必要です。

本市においても、市民協働の推進体制や評価体制の充実や市民協働事業の仕組みづくりなどを行います。

市民協働のまちづくりは始まったばかりであり、市民と職員双方に市民協働への理解が不十分であることが大きな課題となっています。お互いに理解・尊重し、市民協働についても理解を深めるため、市民と職員双方の意識改革を図ります。

(1) 市民協働推進体制の充実

市民協働を推進するためには、体制づくりの整備が不可欠です。本市内部の体制づくりや市民協働推進委員会との協議による市民協働推進体制の整備を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民協働推進体制の整備	市民協働に関係の深い本市関係課等により構成した市民協働庁内推進会議により、内部の市民協働推進体制を整備すると共に、市民協働推進委員会との連携を図り、市民協働の評価・見直しを検討する体制を整備します。	継続
②市民協働事業の検証	市民協働事業の実施後、当事者双方及び市民協働推進委員会が評価し、以後の事業実施へのフィードバック、市民協働推進指針の改善にもつなげます。	新規
③市民協働推進指針の見直し	市民協働を推進するため、市民と行政が共有できるルールとして市民協働推進指針の見直しを検討します。	新規

(2) 市民協働コーディネーターの養成

市民活動団体と行政並びに事業者間、または市民活動団体間などでの協働事業を始める際に、双方のニーズに合ったふさわしいパートナー選びの調整をする市民協働コーディネーターの養成に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
市民協働コーディネーターの養成 基本事業	市民活動団体間、市民活動団体と行政並びに事業者間の協働する事業を調整する市民協働コーディネーターの養成に努めます。	新規

(3) 市民参加・参画手法の推進

市民主導型市政を一層推進するため、市民参加・参画の多様な手法を研究していきます。そのひとつの手法であるパブリックコメント制度を活用し、本市の意思決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、市民への説明責任を果たします。

政策形成の際に、問題解決や計画づくりのために、市民のだれもが自由に意見を述べられる雰囲気の中で、会議や研修会などを進める方法のひとつであるワークショップを積極的に活用します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①パブリックコメント制度の活用	本市の基本的な政策などの策定にあたり、事前にその内容を公表し、公表したものに対する意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と本市の考え方を公表します。	継続
②ワークショップ手法のマニュアル作成	まちづくりにおいて、地域に関わる様々な立場の人々が、自ら参加して、地域社会の課題を解決するため、ワークショップ手法のマニュアルづくりを検討します。	新規

(4) 本市職員の意識改革

本市の体制及び職員に対する重要な課題として、「市民活動団体の活動及び市民協働に関する理解の促進」があげられています。職員研修などを通じて、職員の市民協働に対する理解や意識改革を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①職員研修の充実	職員向研修の実施により、管理職を始めとした職員の市民活動団体への理解と市民協働に関する知識を深めます。	継続
②職員の市民活動への自主的・主体的参加の推進	職員向けに、市民活動に関する情報を定期的・継続的に提供し、自主的・主体的参加を促します。	新規

(5) 市民協働事業の仕組みづくり

本市では、第3章1(2)に記載したとおり、各課が必要に応じて市民協働事業を実施してきました。また、市民協働事業の公募事業を平成18年から3年間モデル事業として実施し、実践を積み重ね、「新たな公」の拡充を目指し市民満足度を高めるための事業を行ってきました。

市民協働事業は、市民・行政双方の関わりの程度や役割・責任の分担について、多様な実施形態がありその手法は、各課において検討されてきましたが、事業の実施にあたっては、協働の目的・役割分担・責任などについて協定書を結び、事業後にはその事業評価を実施するなど、そのプロセスについて制度化をする必要があります。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
市民協働事業の仕組みづくり	市民協働事業を推進するために、役割分担などを明示した協定書を締結し、事業後に事業評価するなど、市民協働事業を実施するための仕組みを構築します。	継続

(6) 財政的措置の研究

市民活動団体が抱えている資金面での課題を解決できるよう、予算を確保するなど、様々な手法について研究します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
安定財源の確保	本市における市民協働の成熟度に応じ、適切な予算による財政支援や、市民活動団体による自主財源の確保が促されるよう、財源対策などを研究します。	新規

基本施策 6 町内会活動の活性化

町内会を中心とする地域コミュニティ組織は、本市との連携により、ごみの減量化や美化活動、地域防災など地域課題の解決に向けた活動を展開してきましたが、一部地域における担い手の減少などにより、地域に根ざした活動が困難になっている地域があります。

このため、町内会が地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援する必要があり、町内会活動への相談事業、テーマ型市民活動団体や事業者との協働をコーディネートできる人材の養成や行政の委託事業の精査などについて研究します。

安心して町内会活動が継続できるよう、既存の地区集会施設整備事業費の補助制度に加え、耐震化調査に関する補助制度などについて研究します。

また、担い手不足などによりテーマ型市民活動団体との協働による多面的な活動が必要な地域については、身近な地域の市民活動に関する情報提供を行います。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

町内会が他の市民活動団体と連携した活動ができるように、身近な市民活動情報の提供を行います。

また、町内会活動に対する理解を深めていただくため、新任町総代実務研修会などにおいて市民協働に関する情報提供を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①各種事業の情報発信	地域交流センターで行われる講座・イベントの紹介や、各地域の活動団体の活動情報などを発信する「地域交流センター便り」を定期的に作成し、より身近な地域の市民活動に関する情報提供を行います。	新規
②町内会活動研修会の開催	新任町総代に対する活動研修会を開催し、段階に応じた講座を計画します。 また、必要に応じシンポジウムなどを開催し、町内会活動に対する理解を深めます。	新規

(2) 市民活動の支援及び推進

市民ニーズの多様化、価値観の変化、少子高齢化などによる社会情勢の変化は、町内会に子育て支援、高齢者援護、防災・防犯といった新たな課題を生み出しています。

町内会が安心して活動することができ、地域の課題を解決できるよう相談事業やマネジメント・リーダーの育成などの研究を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①市民活動総合補償保険の運営	市民活動団体が、安心して地域社会づくりに参加できるよう、適切な予算により本市が保険料を負担する「市民活動総合補償保険」を運営します。 この制度については、実態に即した制度となるように検討を行います。	継続
②相談事業の展開	町内会の運営から事業の実施に至るまで、町内会の課題を解消する一助となるよう、相談を受け付けます。	継続
③マネジメント・リーダー育成の研究	本市または中間支援NPOによる団体のマネジメント能力向上及びリーダー育成のための人材育成について研究します。	新規

(3) 市民活動団体などの連携及び強化

増え続ける地域課題に対応するため、従来連携の少なかった町内会とテーマ型市民活動団体などとの連携の促進について検討します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
市民活動団体などの連携体制	市民協働の連携については、地域コミュニティ型市民活動団体やテーマ型市民活動団体、事業者や大学などにまで可能性が広がります。その連携体制について検討します。	新規

(4) 活動拠点施設の充実

地区集会施設の新設、修繕に対し補助することにより、地域課題の共有をはかるため拠点整備の支援を行います。また、それぞれの地域において防災体制の充実が求められており、安心して活動ができるように地区集会施設の耐震調査に対する補助制度について研究します。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①地区集会施設整備事業費補助金	市民の地域的な共同活動のために利用する施設の整備の促進を図り、集会施設の利用を通じた市民相互の自治意識の高揚に資するため、その事業費の一部を適切な予算により補助します。 地区集会施設の耐震調査に対する補助制度について研究します。	継続
②市民ホームの利用	地域課題を解消し、地域の市民活動団体による公益活動を促進するため市民ホームの有効利用を検討します。	継続

(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援

町内会が地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援する必要性があり、本市から町内会への委託事業の精査について研究するとともに、市民協働コーディネーターの養成に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容	新規・継続
①各地域の課題解決の研究 基本事業	本市の委託事業について精査し、一部の地域で生じている担い手不足などといった地域課題の解決方法について研究します。	新規
②市民協働コーディネーターの養成	市民活動団体間、市民活動団体と行政並びに事業者間の協働する事業を調整する市民協働コーディネーターの養成に努めます。	新規

6 基本事業

市民協働を推進するために、「市民協働推進条例」第7条の基本施策に基づく様々な推進施策について、前項において定めてきました。これらの主要事業を円滑に進行するため、計画期間において当面優先的に取り組むべき事業を「基本事業」と位置付けて実施することとします。

基本事業は、主要事業のうち、以下の7事業とします。

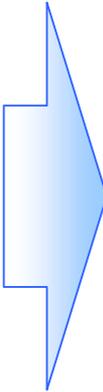
基本事業	
基本事業1	メールマガジンの発行 <small>基本施策1</small>
基本事業2	市民活動を支援する助成制度の検討 市民活動団体の公益活動の定義の明確化 <small>基本施策2</small>
基本事業3	
基本事業4	市民活動団体などの連携体制の検討 <small>基本施策3</small>
基本事業5	各市民活動拠点施設間の連携強化 <small>基本施策4</small>
基本事業6	市民協働コーディネーターの養成 <small>基本施策5</small>
基本事業7	各地域の課題解決の研究 <small>基本施策6</small>

基本事業1 メールマガジンの発行

市民協働に関する情報のニーズが多岐にわたっており、多様なニーズを満たすよう幅広い情報収集及び提供が求められています。

そのニーズを満たす手法の一つとして、受信を希望する市民協働の担い手向けにメールマガジンを発行し、新たな情報提供を行うことで市民活動の活性化を促進します。

【事業内容】

現状		目的
市民協働に関する情報の収集及び提供の手段としては、本市市民活動団体への登録制度による情報収集や、市政だよりの活用、ホームページやガイドブック及び市民活動団体への便りによる情報発信を行っています。情報化社会が進展している現在、電子メールを活用した情報交換が当たり前となり、益々その活用方法を検討する必要があります。		<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する情報ニーズを満たす新たな情報媒体の提供
		取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体へメールマガジンによる情報提供のニーズ調査 ● 掲載する情報に関するニーズ調査 ● 掲載する情報の収集 ● 掲載レイアウトの検討

【実施年度】

H22	H23	H24	H25	H26
検討・試行	発行開始			▶

基本事業2 市民活動を支援する助成制度の検討

市民協働のパートナーとしての市民活動団体の成熟化が求められるなかで、多くの市民が市民活動に参加し、様々な分野の市民活動団体の活動が活性化するための土壌づくり、市民活動団体の資金面での自立などを目的として、既存の「市民公益活動助成金事業」を見直し、公益活動を行う市民活動団体へ、適切な予算による資金面の支援を検討します。

【事業内容】

現状		目的
本市では、「市民公益活動助成金事業」として、市民活動を開始した団体が、自立を促進するための支援を目的とした①自立タイプの助成金と、3年以上の活動実績を有する団体が、地域の課題解決を行う際の支援を目的とした②支援タイプの2種類の助成金事業を行っています。しかし、市民公益活動団体を審査する基準などが不明確であり、助成制度をより相応しい方式に見直す必要があります。		<ul style="list-style-type: none"> ● 公益活動を行う市民活動団体に対する、適切な予算による資金面の支援の実施
		取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働推進委員会と書類審査・公開審査会での審査基準・プロセスの検討 ● 助成金実施後の効果の検討

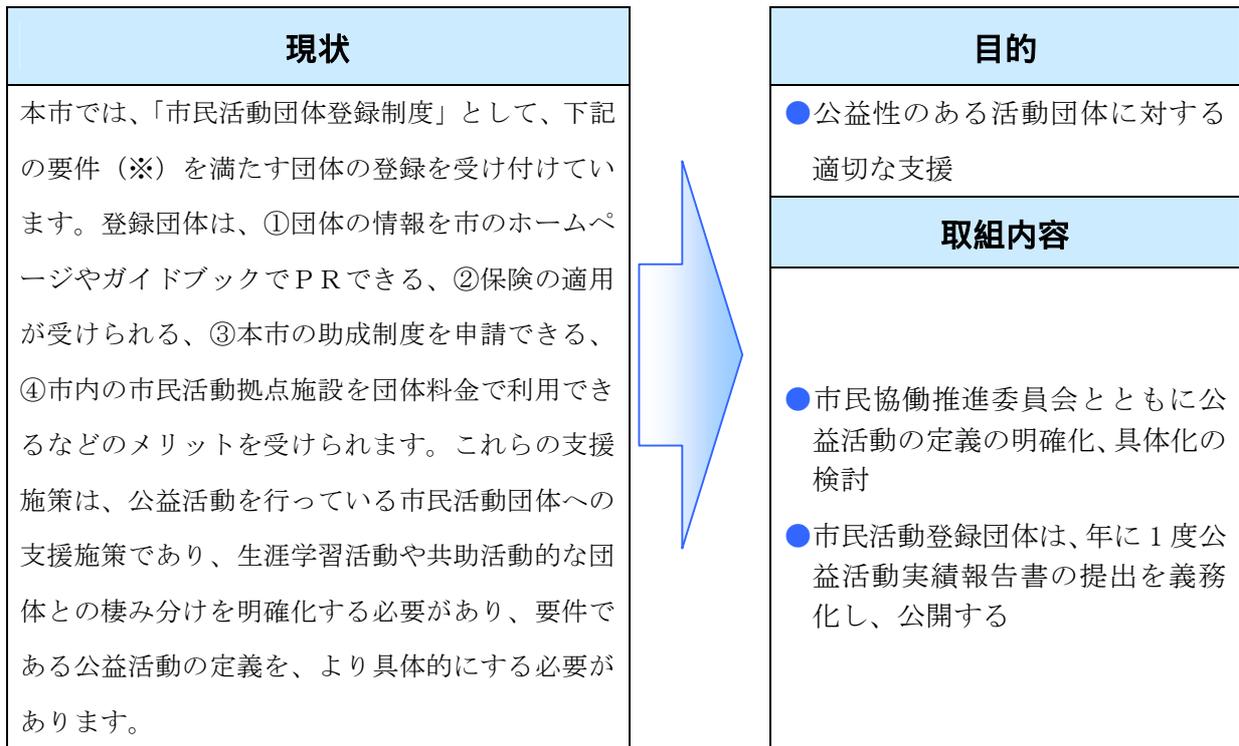
【実施年度】

	H22	H23	H24	H25	H26
検討					▶
制度の見直し					▶

基本事業3 市民活動団体の公益活動の定義の明確化

市民協働の推進においては、公益性のある活動団体について、その活動の支援を図り、協働によるまちづくりを推進する必要があります。市内で活動を行う市民活動団体を対象とした「市民活動団体登録制度」について、公益活動の定義を明確にするなど、より適切な制度として、見直し・検討を行います。

【事業内容】



【実施年度】

	H22	H23	H24	H25	H26
検討		➔			
		登録要件の明確化			
			登録制度の改正		➔

※市民活動団体登録要件

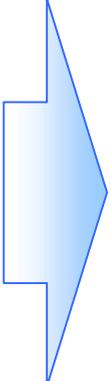
- ① 営利活動、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動を行わないこと
- ② 市内を中心に活動していること
- ③ 規約又は会則で公益を目的とする旨を定めていること
- ④ 構成員が5人以上であること
- ⑤ 構成員のうち少なくとも1人は、市内に住所を有する者であること
- ⑥ 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること

基本事業4 市民活動団体などの連携体制の検討

市民活動団体間の連携は、多くの市民活動団体が連携の推進の必要性を重視しています。

連携を図ることで、市民活動団体間の情報を提供し合い、新たな活動への発展が期待できます。また市民活動を活性化させる上でも重要な施策であり、その手法や体制づくりについて検討が必要です。

【事業内容】

現状		目的
市民活動団体などの連携については、市民公益活動助成金交付団体による交流会や、地域交流センター利用団体の発表交流会や体験会、りぶらまつり、NPOフォーラム、NPO座談会などを実施してきました。また地域コミュニティ型市民活動団体との連携は、地域活動報告交流会を実施するなど一部連携が始まっており、事業所や大学などとの連携についても市民協働の担い手としての重要な可能性があるため、それらを含めた連携の体制作りを検討する必要があります。		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動を活性化するため、市民活動団体間の連携の拡大
		取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 連携を図る対象となる市民活動団体、事業者などの把握 ● 交流会を毎年継続的に実施 ● 交流会や市民協働の情報をメーリングリストにより提供し、連携を図る体制を検討

【実施年度】

H22	H23	H24	H25	H26
検討	随時実施			→

基本事業5 各市民活動拠点施設間の連携強化

市民活動団体の多くが、市民活動拠点として公共施設を利用しており、その施設の充実を図ることが重要な課題であり、要望も多くなっています。

市民協働を推進するために、市民活動拠点の施設の充実を図ることは、市民活動が活発化し、市民活動団体がステップアップすることに繋がります。そのため、市内の市民活動拠点間が連携する体制を整備することで、市民活動拠点施設のレベルアップを図り、より充実したソフト事業が展開され、市民活動が活性化します。

【事業内容】

現状	目的
<p>本市の市民活動拠点施設は、地域交流センターが北南西部に、市民活動センターが中央地域にそれぞれ設置されています。4館が各地域の特性を活かしながら運営しているのが他市には無い特色です。また社会福祉協議会ボランティアセンターにおいても福祉部門の市民活動拠点として十分な機能を発揮するための取り組みが進められています。今後は、市民活動拠点としてのより充実した市民サービスを継続的に提供するために、各市民活動拠点の連携を強化する体制づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域の市民活動を活性化するため、各市民活動拠点施設の連携を強化
	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の意向調査 ●各市民活動拠点施設の運営者による定期的な連携促進会議の検討 ●相互の施設の機能が充実するような事業の検討

【実施年度】

H22	H23	H24	H25	H26
調査・検討				→
		随時実施		→

基本事業6 市民協働コーディネーターの養成

市民協働を推進するには、その体制の充実、仕組みづくりが重要です。特に市民協働の事業展開において、パートナー同士のつなぎ役となるコーディネーターの存在が、事業を円滑に進める上では欠かせない存在となっています。

本市では、地域交流センターや市民活動センターなどの、市民活動の拠点となる施設が各地区に点在しており、それぞれの場所で活発な市民活動が展開されています。この拠点を活用し、地域の身近なところに市民協働事業の推進、円滑な実施をサポートできる市民協働コーディネーターの養成を目指します。

【事業内容】

現状	目的
<p>テーマ型市民活動団体と地域コミュニティ型市民活動団体など、異なる組織形態や成り立ちを持つ市民活動団体間の連携の推進が求められています。また社会福祉協議会ボランティアセンターにおいても福祉部門の市民活動拠点として十分な機能を発揮するための取り組みが進められています。これらの市民活動団体や、市民活動団体と行政などの間に立ち、両者のつなぎ役を果たす存在が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の身近なところで、円滑な市民協働事業が進むよう、市民協働コーディネーターを養成
	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働コーディネーターの人材育成 ● 対象者や事業などについて、どこにニーズがあるかを調査 ● 地域交流センターなどの拠点施設に、市民活動団体間、市民活動団体と行政並びに事業者間の協働する事業のつなぎ役となる市民協働コーディネーターを養成 ● 町内会ごとに特性のある地域課題に対応できる市民協働コーディネーターの養成を研究する

【実施年度】

H22	H23	H24	H25	H26
検討	→			
		養成	→	

基本事業7 各地域の課題解決の研究

地域コミュニティの中心的な団体である町内会は、本市との連携により、ごみの減量化や美化活動、地域防災など地域課題の解決に向け、活動を展開してきましたが、一部地域における担い手の減少などにより、地域に根ざした活動が困難になっている地域があります。今後は、増大する地域課題に対応するため、地域の力を高め、減災力や犯罪抑止力を高めていく必要があります。

このため、町内会が地域課題の解決に積極的に取り組める体制づくりを支援する必要がある、各地域の課題解決を図るための研究を実施します。

【事業内容】

現状	目的
<p>社会状況などの変化により、町内会に新たな課題が生じており、地域における防災体制の充実、防犯体制の整備、また一部の地域で町内会の担い手不足が生じています。こうした状況において、町内会は増大する地域課題に対応するため地域の力を高め、減災力や犯罪抑止力に対する意識の向上を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会が地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するための研究
	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会への委託事業の精査 ●町内会との連携が可能な市民活動団体の洗い出し ●地域課題の抽出と円滑な課題解決を目的とする他の市民活動団体との連携体制の研究 ●地域力を高める組織体制の研究

【実施年度】

H22	H23	H24	H25	H26
委託事業の精査・市民活動団体の洗い出し	→	連携体制と組織体制の研究		→

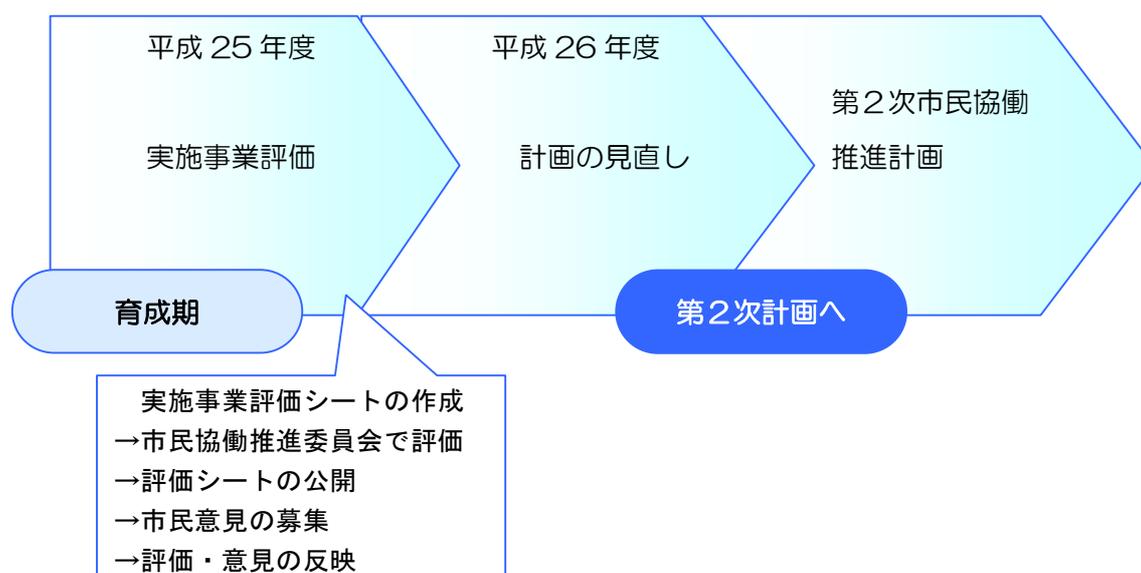
7 評価による実効性の確保

市民協働を推進するために、「市民協働推進条例」第7条の基本施策に基づく様々な推進施策については、本章において定めてきましたが、特に優先的に取り組むべき事業については基本事業として実施します。

本計画は、各施策の実施過程と共に、その進行と事業の評価が非常に重要であると捉え、基本事業を中心とする実施事業について当事者双方及び第三者機関が評価し、その評価を公表することによって得られた市民の意見などを次の本計画の策定に反映していきます。

具体的には、本計画の終了年度の前年度である平成25年度には、実施事業評価シートを作成し、市民協働推進委員会が評価、意見されたものを公開します。そこで得られた市民意見も踏まえて、平成26年度に見直しを実施し「育成期」から「第2次市民協働推進計画」に繋げ、適正な進行管理を行います。

図表4 計画の推進に向けて



参考資料

1 岡崎市市民協働推進条例

平成21年3月27日

条例第8号

本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。

しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。

市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。
- (2) 市民活動 不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成

に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

（市民の役割）

第3条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第4条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

(2) 市民活動の支援及び推進

(3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化

(4) 市民活動拠点の充実

(5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

(6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの

（市民協働推進委員会）

第8条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- 3 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(登録制度)

第9条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体は、第7条に規定する基本施策に基づき実施する市の支援を受けることができる。
- 4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例（平成16年岡崎市条例第36号）第2条第2項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。
- 3 省略
- 4 省略

2 岡崎市市民協働推進条例施行規則

平成21年3月27日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第8条第3項の委員（次条及び第4条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営)

第5条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(市民活動団体の要件)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に活動していること。
- (2) 規約又は会則（次条において「規約等」という。）で公益を目的とする旨を定めていること。

- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 構成員のうち少なくとも1人は、市内に住所を有する者であること。
- (5) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。

2 条例第9条第2項の規定により登録を受けた市民活動団体は、市民活動に係る毎年度の実績を、その年度の終了後1月以内に、市民活動実績報告書により市長に提出しなければならない。

(市民活動団体の登録の手続)

第7条 条例第9条第2項の登録を受けようとする団体の代表者は、市民活動団体登録申請書に規約等、構成員名簿及び市民活動団体状況票を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、登録をしたときは、当該団体の代表者に対し、その旨を通知するものとする。

3 地縁による団体その他市長が前条に規定する要件を備えていると認める団体にあつては、前2項の規定による手続を要しないものとする。

(市民活動団体の登録の変更届)

第8条 前条第2項により登録を受けた団体（次条において「登録団体」という。）は、同条第1項の申請内容に変更があつたときは、速やかに、市民活動団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(市民活動団体の登録の取消しの手続)

第9条 市長は、条例第9条第4項の規定により登録団体の登録を取り消すときは、あらかじめ当該登録団体へ取消しの事由等必要な事項を通知しなければならない。

2 登録団体は、条例第9条第4項の規定により自ら登録を取り消すときは、市民活動団体登録廃止届を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 省略

3 主な協働の形態

事業実施段階における、市民協働の方法としては、「委託」、「補助」、「事業共催」、「後援」、「事業協力」などがあります。

①委託

：従来、行政の領域にある業務の中で、市民活動団体の特性を活かすことにより、より効果的な取り組みが期待できる業務について、行政が業務を契約によって「委託」すること

具体例

子育て講座等の実施を、専門性を持ち、受講者に対してのフォローも可能なNPO法人に委託する。

期待される効果

- NPOが持つ専門的な知識・技術に基づく事業結果が期待できる。
- NPOにおいては、事業を展開する機会が増える。
- 行政においては、サービス内容の充実、コスト削減が期待される。

②補助

：実施主体である市民活動団体の事業に対して、補助金を交付すること

具体例

地域美化や町並み景観の向上に取り組んでいる市民活動団体に補助金を交付する。

期待される効果

- 一部経費を公の資金で賄うことで、補助先の市民活動団体の専門的な知識や技術を活かした、サービス提供が可能となる。

③事業共催

：市民活動団体と行政が、共に事業主体となって、共同でひとつの事業を行うこと

具体例

市民活動団体と行政が、協働（共催）でイベントを実施する。

<役割分担（例）>

行政：会場の手配、備品の準備

団体：当日のイベント運営

共通：広報活動、イベント内容の検討

期待される効果

- 市民活動団体、行政の特性や得意分野を活かし、効果的な実施が期待できる。
- それぞれの人的ネットワークが総合に活用できる。
- 市民活動団体の専門的な知識や技術を活かすことができる。
- 市民活動団体と行政との協力関係が促進される。

④後援

：市民活動団体のおこなう事業の公益性を認識し、支援すること

具体例

市民活動団体が主宰する講座に対して、市が「後援」という形式で名を連ねる。
(金銭的支出は伴わない形態)

期待される効果

- 行政の「後援」により事業の信頼性が高まり、事業の拡大が期待できる。
- 市民活動団体と行政との協力関係が促進される。

⑤事業協力

：市民活動団体と行政が、一方が主導的に実施する事業に対して他方が補完的に協力したり、双方が対等の立場で協働実施を行うなど、互いの事業に協力すること

具体例

住民がその地域の道路や河川などの清掃や植生管理を行い、行政は必要な用具の貸与や傷害保険の負担などを行う。

期待される効果（例）

- 市民活動団体の専門的な知識や技術を活かすことができる。
- 双方の特性や得意分野を活かすことによって、効果的な事業の実施が可能となる。
- 市民活動団体と行政との協力関係が促進される。

※あいち協働ルールブック 2004（愛知県）を参考に、岡崎市の実情に合わせて作成しました。

4 委員名簿

(任期：平成21年7月1日～平成23年6月30日)

委員長	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
委員長 職務代理者	三田 妃路佳	椙山女学園大学 現代マネジメント学部講師
委員	小田 貞雄	岡崎市総代会連絡協議会会長
委員	杉山 信平	岡崎市社会福祉協議会会長
委員	白井 宏幸	特定非営利活動法人 岡崎都心再生協議会 事務局長
委員	三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ理事
委員	今井 友乃	特定非営利活動法人地域福祉サポートちた理事
委員	石川 貢	公募市民
委員	杉本 安	公募市民
委員	宮澤 会美香	公募市民

5 計画策定の経緯

日程	事項	内容
2009年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体アンケートの実施 ・市民協働事業評価シート等の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体（約555団体）アンケートの実施 ・NPO法人調査結果、市民協働公募事業評価等分析
2009年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進委員会設置、開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案策定スケジュールの説明等
2009年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果等に基づく計画概要の審議
2009年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進委員会開催 ・市民協働庁内推進会議開催 ・市民協働推進委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の審議 ・庁内推進会議開催 ・計画素案の完成
2009年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 (12月7日～1月7日) 	
2010年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と計画最終案の審議
2010年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進計画議会報告 ・市民協働推進委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・市民協働推進計画最終案の報告
2010年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進計画策定 	

岡崎市市民協働推進計画

発行 : 岡崎市役所

編集 : 岡崎市 市民文化部 市民協働推進課

444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

TEL 0564-23-6491 FAX 0564-23-6667

E-mail shiminkyodo@city.okazaki.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/index.htm>

発行年月日 : 平成22年3月



古紙パルプ配合紙を使用しています。